

第12回RD最終処分場問題対策委員会 議事録

平成20年2月23日

於：滋賀県人権センター 大ホール（4階）

<p>1. 開会</p>	<p>司会 岡村委員長 司会</p>	<p>皆さん、おはようございます。定刻を少し回りましたが、第12回RD最終処分場問題対策委員会を開催させていただきます。</p> <p>それでは、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、ただいまから第12回RD最終処分場問題対策委員会を開催いたします。</p> <p>議事に入ります前に、まず会議の成立および配付資料につきまして事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>本日出席していただいております委員の方々は、今現在10名でございます。1名、乾澤委員につきましては、遅れて来られるということ聞いておりますが、委員総数の半数を超えておりますので、RD最終処分場問題対策委員会設置要綱第5条第2項に定めます当委員会の成立要件を満たしていることをここに報告させていただきます。</p> <p>それでは、本日の資料を確認させていただきます。既に委員の皆さんのところに郵送させていただいている資料もございまして、本日お持ちだと思いますけれども、もしお忘れの方がおられましたら、事務局の方に申し出ていただければ、準備しておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>まず、資料1ということで、第10回対策委員会での各委員の意見概要というA3の資料がございます。資料2、第11回対策委員会での住民および各委員の意見概要がA3でございます。それから、資料3、RD最終処分場問題対策委員会委員会報告（答申）＜素案＞というのがございます。それから、資料4、対策工等に対する各委員のご意見というのがA3でございます。それから、資料番号はございませんけれども、追加資料としまして、総水銀の調査結果について（専門部会委員のご意見等）というA3の1枚物がございます。それから、資料5、総水銀の調査結果についてというのがA3でございます。それから、A4判の横になっておりますけれども、掘削調査作業量集計表というのが今日配付させていただく資料でございます。それから、資料6、掘削調査状況報告（速報）というA3の資料も、今日新たに配付させていただく資料です。それから、資料6の掘削調査状況写真集というのも、今日配付させていただくA3判のものでございます。</p> <p>次に、資料、トータルコスト試算というものがA3でございます。これは、既にお送りさせていただいております。それから、資料、特定エリアを掘削・除去した場合の工事費試算という資料もお送りさせていただいております。それから、資料、廃棄物処分場での鉛直遮水壁工事の実績というのもお送りさせていただいております。</p> <p>次に、委員提案資料としまして、RD最終処分場対策についての委員提案（骨子）というA4判のものがございます。これは、今日配付させていただいておりますし、既に送付させていただいているかと思っております。</p>
--------------	--------------------------------------	--

2. 議論
(1)
第11回対策委員会
における
意見等
について

岡村委員長

それから、一番最後ですけれども、RD最終処分場問題行政対応検証委員会報告書(案)というのがA4判でございます。これは、今日配付させていただいている資料でございます。

以上が資料ですけれども、もしなければ、事務局の方に言っていただければお渡しできますので。

よろしいでしょうか。かなり複雑で全部見ないと、揃っているか揃っていないかよくわからないところもありますけれどもよろしゅうございますか。

では、また後ほど必要があればということでお願いしたいと思います。

それでは、これより対策委員会の議事に移らせていただきますけれども、本日は議題が多くありますことから、12時30分ごろを目途に進めたいと思います。委員会も大詰めを迎えておりますので、審議の状況によりましては、皆様のご了解を得て延長したいと思いますので、委員会がスムーズに運営できますよう、ご協力をよろしくお願いいたします。

なお、本日は、報告書素案についての審議に時間をかけたいと存じますので、その他議題の資料説明はできるだけ簡潔に行うということにしたいと思いますけれども、それでよろしゅうございますでしょうか。

では、そのように取り計らわせていただきます。

それでは、まず初めに、議題(1)の第11回対策委員会における意見等についてであります。昨年に委員の皆さんからいただいた対策工へのご意見や、先月の地元説明会において住民の方からいただいた意見を事務局でまとめていただいております。これは、事前に委員の皆さんには送付されております。既にごらんになられていると存じますけれども、事務局から簡潔に説明をお願いいたします。

谷本主査

説明させていただきます。資料1をお願いします。こちらは、第10回対策委員会での各委員の方のご意見をまとめたものです。各委員の方からのご意見を、生活環境保全上の支障に関する意見、対策工に関する意見、跡地利用に関する意見、その他という各セクションに分け記載しております。

ご意見を整理しますと、2ページ目のほうにあるのですが、焼却炉は解体撤去、有害物の除去、緊急対策の必要性、変化に応じられる対策方法、許可量超過分の撤去、廃棄物と帯水層が直接接している箇所への対処、廃止基準をクリアできる対策、跡地利用に関するご意見がありました。詳細につきましては次ページ以降に記載しておりますけれども、事前に配付させていただいておりますので、説明は省略させていただきます。

また、第10回委員会では検討依頼がありましたので、資料として整理できたものについて説明をさせていただきます。

資料 というのを見ていただきたいのですが、これは、トータルコストを試算してはどうかという意見等がございましたので、トータルコストを概算で計算いたしました。結果は、1ページの左側上の表のとおりです。下の表は、各項目ごとのランニングコストとランニング期間を記載した表で

ございます。

算定の基本条件といたしまして、廃棄物の安定化を視野に入れた対策案につきましては、30年のランニング期間を見ております。廃棄物除去に関する案につきましては、モニタリング期間のみ30年といたしました。水処理量、水処理期間につきましては、対策工により処理対象となる水の生成条件が異なりますので、水収支で求めた計算結果により決定しました。各案の項目ごとのランニング期間とコストは、2ページに記載しております。

2ページをお願いします。廃棄物除去を行うA1案とA2案は、水処理に関しては対策工の期間プラス2年の期間を計上しています。モニタリング期間につきましては、浸透水は対策工の期間プラス2年、有害ガスは廃棄物が除去されますので対策工の期間、地下水につきましては30年としました。

B1案は、雨水が廃棄物に浸透しますので、水処理に関しましては30年、モニタリングも30年といたしております。B2案では、雨水および地下水は廃棄物層に入ってきませんので、水処理に関しましては水収支により求めた期間、ガス処理につきましてはガス処理施設設置後の期間を計上しました。モニタリング期間につきましては、浸透水は水収支により求めた期間、地下水およびガスにつきましては30年といたしました。

C案につきましては、雨水および浸透水が廃棄物層内に浸透してきますので、すべての期間を概ね30年といたしました。

次ページ以降に各対策工案の詳細な計算を記載しておりますけれども、時間の関係上省略させていただきます。

次に、資料 をお願いいたします。こちらは、第10回対策委員会におきまして当座委員のほうからご依頼がありました廃棄物の一部を除去する工事費を試算したものです。除去対象は、深掘り是正工事に伴い発見された土壌汚染対策法の指定基準を超過する鉛による汚染土の除去、およびKs2帯水層と廃棄物が直接接している箇所の上部の廃棄物の除去についてでございます。

2ページに、その試算結果を記載しております。鉛汚染土の除去で2億3,000万円、帯水層と接している廃棄物の除去費用で約50億円、合わせて52億2,000万円という結果になっております。詳細な事業費等につきましては、2ページの右の方に記載しておりますけれども、説明は省略させていただきます。

次に、資料 をお願いいたします。資料 は、鉛直遮水壁の実績の紹介資料でございます。

1ページの右側に、鉛直遮水壁の形状別の施工方法を記載しております。まず、上のSMW工法は、大型のドリルで地盤に円柱状の穴をあげながらセメントをまぜてソイルセメントの柱をつくり、それぞれの柱をラップさせながら壁をつくるという工法です。下のTRD工法は、地盤に大型のカッターチェーンを挿入し、地盤を攪拌しながらソイルセメントとまぜ合わせて壁をつくる工法です。

2ページをお願いします。2ページの左側に、遮水壁としてTRD工法を

採用した実績表を記載しております。2ページの右側に、ソイルセメントの遮水効果向上工法の一例を記載しております。遮水効果向上工法は、一般に遮水壁内に遮水性のある鉄板やポリエチレンシートを挿入する工法になっております。

3ページをお願いします。3ページの右側に、ソイルセメント遮水壁と効果向上工法の性能比較表を記載しております。この中で、下から4つ目に経済性というところがございますけれども、ソイルセメント単体での1㎡の壁面積当たりの施工単価は3～4万円、シートを挿入したもので約5～6万円、また鉄板等を挿入したもので5～6万円となっております。県が概算工事費の積算単価として今現在計上しておりますのが、工事費単価で4万円、諸経費を含む工事費で約7万円となっております。遮水効果向上工法も視野に入れた単価を現在のところ採用させていただいております。

以上で までの資料の説明を終わらせていただきます。

続きまして、資料2をお願いいたします。資料2は、第11回対策委員会での意見をまとめたものです。住民の方のご意見と委員の方のご意見を、生活環境保全上の支障に関する意見、対策工に関する意見、跡地利用に関する意見、その他と、第10回対策委員会と同じ様式で整理しました。

生活環境保全上の支障に関する意見といたしまして、有害物やドラム缶に関する意見、地下水に関する意見がございました。

対策工に関する意見の中で、廃棄物、有害物の撤去に関しましては、廃棄物の全量撤去、有害物の撤去、有害物の無害化、廃棄物の処分先の問題、許可量超過廃棄物の撤去などの意見がございました。また、遮水壁に関しましては、遮水壁の材質や遮水壁の耐久性を含めた性能への疑問、遮水壁だけで終了するのではないかという懸念の意見がございました。また遮水壁設置そのものへの反対のご意見もございました。廃棄物の安定化に関しましては、安定化に要する期間や安定化対策方法に対する懸念の意見がございました。

跡地利用に関する意見といたしましては、将来的に安心して利用できる状態にしてほしいとの意見がございました。

その他といたしまして、県の責任、県の財政状況に関することや、将来に禍根を残さない対策を要望する意見等がございました。

次ページ以降に各論を記載しておりますけれども、説明は省略させていただきます。以上でございます。

ありがとうございました。

ただいまご説明いただきました点についてご意見、ご質問があったらお願いいたします。

資料 のトータルコスト試算について教えてください。下のランニングコストの内訳で、B1案は30年のモニタリングというような形で考えていらっしゃるようですが、30年たったら、最初に施工した遮水壁等の劣化というものも当然起きてくるので、その部分を入れる必要があるのではないかとと思うのですが、その点はどのようにお考えになったのでしょうか。

岡村委員長

早川委員

谷本主査 早川委員	<p>この試算の中では計上しておりません。</p> <p>ということは、まず最初に施工したものの劣化というものは想定しているかしていないか教えてください。想定しているけれども入れなかったということですか。</p>
谷本主査 早川委員	<p>現在のところ想定してはおりません。</p> <p>ということは、大丈夫だということですね。30年間保つという判断をされたということですね。</p>
谷本主査 早川委員 谷本主査	<p>基本的にそういうように考えております。</p> <p>それは、根拠を示していただけですか。</p> <p>以前、対策委員会の中でお示しさせていただいた、あれは遮水性能というものではなくて、応力の発生状況の表を出させていただいていると思いますけれども、今回はちょっと資料としてついておりませんが、あの中では、概ね27年間強度発生は継続してあるというような状況が確認されておりますので、今のところ30年は保つと判断しております。</p>
早川委員	<p>そうじゃなくて、例えば地震が起きたり、さまざまなことが自然状態であると思うのだけれども、そういうものに関して、メーカー側が30年の保証をしてくれるということで考えてよろしいのですね。</p>
谷本主査	<p>メーカー側が保証するというものではないと思いますけれども、通常の設置状況であれば30年程度は保つと考えております。</p>
早川委員 中村主席参事	<p>それが大変疑問なのですけど。</p> <p>資料の方で鉛直遮水壁工事の実績ということで、2ページ目に記載されております。現在のところ、調べましたところ一応これだけが設置されているということでございます。いずれも遮水性能を持たせるということで設置されたものと理解しておりますので、劣化については現在のところ30年というふうな考え方でデータは整理させていただいたということでございます。</p>
梶山委員	<p>いわゆる応力的な問題と漏水の問題は別問題で、これは最終処分場の遮水工でも同じですが、実際には5年、10年で二重遮水工だろうが何だろうが漏れているのが普通ですね。</p> <p>それで、このソイルセメントのやつですが、ソイルセメントも、もともとセメントは防水性に乏しいというのはコンクリート工学の常識だと僕は理解しています。そういう意味で言うと、必ず漏れる。必ず漏れるという前提で、じゃあ漏れが広がっていくかという問題があると思うのですが、ここに実績報告書というのが出ていますけれども、これも最終処分場の遮水工と同じで、きちんとしたチェックがされているかということ、ほとんどされていないというのが実態だと思います。このうち、私が今裁判で関与しているのが1つありまして、このうちの竜ヶ崎、22番ですね。22番は、私も今裁判で関与していますが、一応チェックしているのですけれども、広大な遮水壁のうちの2カ所しか見ていないのです。その見ている2カ所でも、既に明らかに漏れが出ています。これは平成16年ですから、施工して大して経っていませんが、それが実情で、要するに漏れは確実にある。同時に、補修する必要と</p>

岡村委員長
當座委員

というのは確実に出てくる。補修はすごく難しいだろうと。ですから、水位管理を徹底して、少しでも漏れを少なくすることしか対処がないと思うのです。

それと、もう1つは、今回の場合、40mという大変深いものを掘ると。これは、この中の実績でもこれだけ深いものはないということになると、コストについても全然別の配慮も必要だろうと思いますし、30年というのは、私の経験からいっても、到底そんなもので済むとは思えない。いわゆる底の抜けた処分場であっても、昭和52年の技術基準以前の処分場で、現在それが日本国内で500カ所近くありますが、それが現在下流域にだんだん影響が出てきているところですが、大体40年ぐらいたって下流域に相当の影響が出てきて、それがこれから拡大していくだろうということが見込まれているわけですから、30年というのは、ある意味ではとんでもない数字で、恐らく半永久的に、ランニングコストだけではなくて、補修その他のコストを見込まなければいけないだろうと私は考えています。

ほかにいかがですか。

今、谷本さんのほうから説明していただいた資料の特定エリアを掘削・除去した場合の工事費の試算についてですけれども、今、処分場の中でいろんな有害物がいろんなところにあって、水とガスでは確認されているわけですが、それがどこに埋まっているのか、なかなか発生源というのが見つからないような状況の中で鉛の汚染土、150という土壌基準を超過した分がここに封じ込めされているので、この部分を除去してほしいということです。

あと、のところにあります廃棄物と地下水の帯水層、Ks2ですけれども、これが接している箇所というのが今回の追加調査でわかりました。この部分の修復を、私は粘土でしてほしいというふうにお伝えしていたのですが、粘土だけでは不十分だということで、遮水シートを敷いてというふうな形で試算してもらっています。廃棄物は分別して、土砂は再利用、50%を想定してくださっているのですが、土砂も汚染されている部分もあるので、50%再利用できるのかどうかというように私自身も思っています。特に、市道側のちょうどドラム缶が出てきた箇所がこの工事の箇所に含まれるのですが、ここからドラム缶が105本出てきた箇所に関しては、土壌は全部出す必要があると思っています。Ks2帯水層が汚染されている原因の大きなのは、ここから浸透水が地下水に漏れていっているという部分なので、ここを早く修復していただくということを緊急対策の中に入れていただけたらいいなと思っています。

平成10年に、深掘り穴の修復工事に関しては、改善命令の期間は4年程ありましたけれども、実際に工事が行われたのは、平成16年12月1日から平成17年6月30日という7カ月間であそこの修復工事が完了しているので、それよりもちょっと大きな規模になりますけれども、一応4年という工事工程の中での試算になっていますけれども、もう少し早くできるのではないかなということを思っています。

あと、この中をさわるということで工事をしたときに、試算していただいている中に、掘削時の排水ということで、ポンプの設置と送水管を入れていただいている、実際にこの工事をしたときに水が出てくれば、それをくみ上げて、今でしたら沈砂池がありますので、そちらの方に入れて処理していくというような形がとれるのかなと。ただ、遮水壁に関しては、前方の遮水壁をしていただいて、くみ上げ井戸を設置していただいて、くみ上げて処理するという形と、この工事をしていただくことで、廃止基準をクリアできるという方向に早く進むのではないのかなと思っています。以上です。

岡村委員長
田村委員

ほかにないでしょうか。

遮水壁の件でお伺いしたいのですが、先日、敦賀の檜曲の産廃処分場のところへ行ってきたのですが、あそこも鉛直遮水壁が周囲に設置されているわけですが、先ほど早川委員の方からもあったように、やはり耐震強度という部分も昨今は当然考えなければいけないというような状況の中で、敦賀の場合は震度7までの耐震の診断をしたというように報告は受けたわけですが、その信憑性は別にしまして。実際問題として、先程ちょっとお答えにならなかったのも、耐震における遮水壁の強度というのは本当に信頼性があるのか、またそういう確認がどのようにできるのかということ。それと、実績報告書の中では平成8年に設置されたのが一番最初なんです、それから実際のところまだ12年しかたっていない。その中で、30年大丈夫だという根拠が、果たして言われるようなものが根拠になり得るのかどうかということを含めてお聞きしたいと思います。

谷本主査

耐震性能につきましては、構造上のお話とか、あとソイルセメントの配合比率等について、敦賀市の方では検討されているのかなと思います。当然、滋賀県が設置する場合であっても、まだソイルセメントとは確定しておりませんけれども、ある程度の耐震性能は有するものを設置する必要があると考えております。

それと、万が一地震が起きて遮水壁に何かあった場合の処置といたしまして今考えているところなのが、壁の中にセンサー的なものを何か入れられないかなと。そういうように今現在のところ私個人的には考えておまして、どのようなものを遮水壁の中に入れられるのか等についても、メーカーさんの方に問い合わせしているところでございます。

あと、30年というものにつきましては、ソイルセメントの工法自体が、できてから恐らく40年か50年ぐらいの土木としてはまだ新しい方の工法に該当します。当初、ソイルセメントというのは、地盤改良剤としまして、軟弱地盤に対してこういうものをつくって地盤を強化するという形で技術的には進んできたものでして、遮水壁として用いられるようになったのは恐らく平成に入ってから位だと私も認識しております。遮水性能の部分につきましては、先程申しました強度との関係から一概には言えませんが、強度が発生している間は遮水性能もある程度有しているというようなことは考えられますので、概ね30年ほどは保つのではないかなと。ただ、先程梶山委員の

(2)
総水銀の
調査結果
について

梶山委員

ほうからおっしゃいましたクラック等のお話につきましては、その辺もあわせてセンサー的なものが入られればと考えております。

それと、再構築のお話で、梶山委員の方からは難しいというような話をされたと思うのですが、特にTRD工法について説明させていただきますと、再構築につきましては、秋田か宮城のよく似た事案の中で、当初、どちらの県か忘れましたが、民間の処理業者さんはSMWという工法でやられたものが、それを食いながらといいますか、壁体をラップさせながらTRD工法で再構築されているという現場もございますので、再構築が難しいというようには今現在のところ考えておりません。ただ、同程度の費用がかかるということは言えると思います。

もちろん、再構築は絶対不可能だと言う気は私ありません。相当の費用をかければ、あるいは同程度では多分足りないと思いますが、同程度以上の費用をかければ、それは多分可能であろうと思います。

クラックのお話が出ましたが、もっとわかりやすい例で言いますと、海面型の埋立処分場というのは、外側にRCコンクリート、東京湾の場合はたしか5mか6mの厚さなのですが、分厚いコンクリートの壁をつくって、それでごみ汁を防いでいるわけですが、実はというか、これはある意味で当たり前なのですが、コンクリートというのはアルカリ鉱物です。アルカリ鉱物ですから、はっきり言うと、ごみ汁に大変弱い。私ども、東京湾の外側を、漁船に乗せてもらって写真を撮ってまいりましたが、東京湾の外房のコンクリート外壁については、毎年多数の亀裂が入って、ドリルでコンクリートに穴をあけてセメントを注入するという膨大な修繕費をかけたのを周辺全体について毎年やっております。これは、外側に露出しているからできるのであって、地中の場合にはそれができない。ソイルセメントは、常識的に言えば、通常のコンクリート壁よりも脆弱と見なければいけないわけで、そういう意味で言いますと、強度の問題はさておいても、どちらにしても、クラックその他による漏水というのは、毎年の補修を確実にやらないと、あっという間にひどい目に遭うだろう。そういう意味で言うと、恒久的な施設として考えるべきではないと私は考えています。

岡村委員長

大分と時間もたってまいりましたのでこのあたりでよろしいでしょうか。

それでは、この議題につきましてはこれまでといたします。

次の議題(2)の総水銀の調査結果についてでありますけれども、調査結果について事務局から簡潔に説明をお願いいたします。

卯田副主幹

それでは、資料5に基づきまして、水銀に係る調査について説明をさせていただきます。

12月に開催されました第10回委員会でも速報値を報告させていただいておりますので、地下水流向と水銀形態分析を中心にご報告させていただきます。あわせて、先々週9日に予定されておりました専門部会が中止となっておりますので、専門部会の先生方に、結果についてご意見を伺っております。本日、部会長がお見えになっておりませんので、私の方からこの資料を説明さ

せていただいた後、概要を少しご説明させていただきます。

それでは、資料5をお願いいたします。

1 ページに調査地点の位置を示しております。地下水流向を把握するために、地下水の水位測定については、Ks2 帯水層を対象といたしまして、処分場上流、処分場の中、処分場の周辺、経堂池の下流で一斉測水を実施しております。また、検出される水銀の形態分析につきましては、経堂池下流の市 No. 3、市 No. 7、今回新しく設置いたしました K - 1、2、3 の3つ、また処分場の中でございます A - 2、A - 3、C - 1、D - 3、E - 2 の浸透水、また処分場の中にある廃棄物層の下にある Ks2 層の帯水層をくみ上げるために D - 2 を対象としております。

もう1枚めくっていただきますと、概要が書いてあります。

なお、溶存態の水銀が今回検出されておられませんので、粒子態の分析につきましては、もう1枚めくっていただきまして、3 ページ、左側の図 1.1.2 で示した抽出操作を行いまして、それぞれ底質調査法に準拠して分析を行っているというものでございます。

なお、調査結果のほうは、3 ページの右側から書いております。

もう1枚めくっていただきまして、4 ページ、左側の図 1.2.1 に、Ks2 帯水層の地下水の等高線図を示しております。一斉測水の結果につきましては、前回の12月にお示しさせていただいたもの、そして1月に実施したものをここに挙げさせていただいております。

また、右側の図 1.2.2 に、経堂池下流の12月から1月の水位変化を示しております。市 No. 7 の観測井戸の漏水がありましたので、その止水工事の後につきましては、経堂池下流の水位は安定しております、地層の傾きのとおり、市 No. 7 から市 No. 3 の方へ流れている、南東から北西方向に流れているということを確認しております。

次に、5 ページは、これまで問題になっております水銀の検出状況をまとめたものでございます。これらについては既にお示ししておりますので、次をめくっていただきますと、それぞれの浸透水の検出状況、および Ks2 帯水層の検出状況は7 ページで示しております。

経堂池の下流の方が問題となっておりますので、もう一度市 No. 3、市 No. 7 の状況を説明いたしますと、市 No. 3 につきましては、平成 13 年の調査当初から継続して水銀が検出されているような状況でございます。平成 17 年ぐらいいまでにつきましては、粒子態のものおよび溶存態のもの、ろ過しても水銀が検出されるような状況でございました。最近につきましては、粒子態、溶存態でないという状況で検出されているのが続いております。また、市 No. 7 は、市 No. 3 よりも上流側に設置されたものでございまして、平成 16 年に設置された当初3回程度検出された後、当分の間検出されませんでしたけれども、昨年3月から粒子態の水銀が検出されるようになりまして、昨年の5月に最高濃度 0.14ppm、mg/L で検出された状況でございます。昨年から検出された水銀については、粒子態、溶存態でないという状況でございます。

また、市 No. 3、市 No. 7 の観測井戸については被圧されておりまして、自噴しているという状況でございました。

また、今回新たに掘りました K - 1、K - 2、K - 3 では、水銀は検出されていない状況でございます。また、もう一度水銀等の分析をかけておりますけれども、その際にも K - 1、K - 2、K - 3 については水銀が検出されていない状況でございました。

8 ページをお願いいたします。分析結果については、左側の表 1.2.1 で示しております。検出された総水銀の形態につきましては、先程も申しましたとおり、すべて粒子態でございます。その粒子態の内容については、硫化水銀および抽出操作で残っている残留水銀と呼んでいるものでございますが、それらの分析結果を見ていただきましても、経堂池下流の市 No. 3、市 No. 7 と処分場内の A - 2、A - 3、C - 1 の浸透水、または処分場内の廃棄物層の下にある Ks2 層でございますが、こちらの方の存在形態についてはほとんど差がなかったということが確認されました。しかし、これらの確認された硫化水銀とか、残留水銀と呼んでいる抽出されなかったものでございますが、これらについては非常に溶解度が低いものである。また、これらの状況から、これらの硫化水銀等が溶出して移動するような形態ではないということが確認できていると思っております。

また、右側の表 1.2.2 には、SS 中の水銀濃度を参考に示しておりますけれども、これらの粒子態の水銀については底質調査法で分析しておりますので、比較しております。経堂池下流の方が濃度が高いというのが見ていただけるかと思えます。

これらの結果を踏まえまして、検討を少しさせていただいております。9 ページをお願いいたします。検出された水銀の形態が粒子態であるということでございますけれども、一般には帯水層中を粒子態の物質が動くというのは大変考えにくいところでございますが、この形態で存在するということがございますので、これらが粒子状の物質として移動する可能性があることを考慮する必要があるということでございます。

また、この水銀が処分場の影響かどうかというところでございますけれども、現在、シス - 1,2 - ジクロロエチレンについては処分場の影響と判断させていただいているところでございますが、これらの濃度については、処分場周辺で濃度が高く、下流側のほうで濃度が減衰しているような状況でございます。また、水銀につきましては、経堂池下流で昨年恒常的に検出されている地点は市 No. 3 と市 No. 7 ということであります。また、水銀の粒子態での移動性があるかどうかも含めて、経堂池下流、市 No. 3、市 No. 7、K - 1、2、3 を含めて、今後もモニタリングが必要ではないかということを考えております。また、今後、SS とともに移動する可能性がある水銀の検出については、水銀とともに検出される溶存成分と水銀の検出状況が異なりますので、水銀が処分場由来なのかどうかという部分については、断定される、または判断できる材料が得られなかったことを報告いたしまして、結果につい

ではこれで報告を終わります。

もう1枚、本日、追加資料として、専門部会が開かれませんでしたので、各委員の皆様にご意見を聞いてまとめたものが追加資料（委員のみ配布）ということで、専門部会の委員の先生のご意見等をいただいております。本来ならば部会長のほうからご説明をいただく予定でございましたが、お見えになっておりませんので、簡略に説明だけさせていただきます。

地下水の流向等については、報告させていただいたとおり、南東から北西の方に向いているということについては、概ね先生方のご意見は同じということでございます。

また、でございますが、粒子態で確認されているということにつきましては、粒子態についてはほとんど移動しないということが一般的には考えられておりますけれども、粒子態でも動くだろう、可能性があるということについて留意する必要があるということでご意見をいただいております。

また、モニタリングについては、今後も継続して必要だということでご意見をいただいております。

また、水銀が検出される原因等々につきましてもご意見をいただいておりますし、処分場の影響かもしれないとおっしゃる先生もございまして、断定できないとおっしゃっているところでもございます。

内容等につきましては、また部会長の方とご相談させていただきまして、報告をさせていただこうと思っております。

とりあえず本日の説明は終わります。

ありがとうございました。

ただいまの説明に対しましてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

岡村委員長

梶山委員

最初に伺いたいことは、この総水銀の調査というのが今回の対策工の決定に関してどういう意味づけを持って必要だと考えておられるのか、それが1つ疑問です。どちらにしても、明解な調査というのは、よっぽど長期間かつ頻度を高くしてやらないとわからないわけで、対策工自身にこの結果が決定的な影響を与えるとは思えないので、そういう意味で言うと、私もこの問題に余り時間を割きたくないのですが、ただ私自身、水銀については随分長年自分でやってきた経緯がありますので、簡単に申し上げたいと思います。

1つは、粒子態での移動ですけれども、粒子態のまま水銀が地下水を移動するという現象はどこでも見られることであって、これが余り考えられないというのは、私にとっては考えられない話です。

それと、資料5の8ページののを見ますと、硫化水銀が主たるものだと書いてありますが、例えばSS中の総水銀0.41に対して硫化水銀NDと。これは見方が違うのかもしれませんが、例えば7.7に対して硫化水銀0.0016と、とても硫化水銀がメインというデータにはなっていない。私の経験だと、むしろ水酸化水銀が相当の部分、それからたんぱく質に結合した有機水銀がその次に多いというのが私の経験でありまして、恐らくこれは、前に拝見した

論文によりますと、海水の海底汚泥についてのものを一つのベースにしていると思いますが、海水の場合は実は参考にならない。塩化物イオンが多いと水銀の錯体形態が全然違ってきておりまして、参考にならないものをもとにして、これは硫化水銀だと決めつけていると思います。

ですから、私は、移動する可能性は大いにあると思うし、実際に長崎三方山の例で見ますと、ボーリング孔の中の地下水に、水銀が2回に1回は環境基準を大幅に超えていつも検出されています。ここは5年ぐらいずっと検出されています。ですから、地下水中の水銀の移動というのは当然あり得るわけで、なぜこれがないと考えているのかよくわからない。むしろ、これは調査方法に欠陥があるのではないかと思います。

先に申し上げたように、この問題が今回の対策工のスキームの上で関連性があるとは私は思えないので、この問題についてはこれ以上意見を言うつもりはありません。

当座委員

専門部会の先生方からご意見いただいて、読ませていただいたのですが、今日は来ておられませんけれども、尾崎先生のほうが、水銀が検出される原因、モニタリングの仕方、水銀の溶存態での移動についてという意見の中で、「地下水の流れが概ね南東から北西であること、その上流に処分場があること、(水銀の)市 No. 7 濃度が市 No. 3 濃度より高いこと、K - 1、2、3では検出されなかったことから、汚染源は限定された南東から北西へ伸びる帯域にあると推定され、処分場が汚染源であるか断定できないまでも、それを否定する材料もないと考えられます。むしろ現時点のデータからは処分場が何らかの関わりを持っていると推定するのが妥当と考えます」というご意見と、全体を通じて、「関与の度合いはわからないが、処分場のどこかに水銀汚染源がある可能性があり、うまく汚染源が除去できれば汚染の継続はなくなることが考えられます。汚染地下水も浄化できるのではないのでしょうか」というコメントをいただいている、すごい同感というか、本当にそうだなということを感じます。

それと、今回は溶存状態の水ではなかったということで、この結果を今報告していただいたわけですが、以前もお話が出てきていて、水みちがあつて流れるのではないかというお話もありましたし、今回、粒子態で移動するのかということに関しては、考慮する必要があると江種先生も言ってくださっていますし、尾崎先生のほうも、有機高分子に付着したものが動くことはあるかもしれないというコメントをいただいている、そういうことでは、私個人的な意見としては、処分場の影響が随分大きいと考えています。

早川委員

勝見委員と清水委員の返答がない理由を事務局で説明していただけますか。

卯田副主幹

勝見先生の方からは、少し時間がないということで昨日メールをいただきまして、今いただいている先生方につきましては、まだ部会長の方にもご報告しておりませんので、再度勝見先生と清水先生の方には連絡を何回かとりまして、この埋まっていないところについてはご意見を聞こうと思っております。

上田室長

なぜ水銀調査をやっているかという梶山先生のご質問にお答えさせていた

だきたいと思うのですが、この水銀汚染はR D処分場に間違いはないというようなことを思っておられる方がたくさんおられます。今回、私どもは、生活環境保全上の支障を除去するという目的で除去目標をつくって、そして対応策を実施していくという考え方をしているのですが、その中で、因果関係がはっきりしないものに対して除去目標をつくって対応策を実施したということになると、仮に水銀が関係あれば減っていくだろうと思うのですが、関係がなければ、その除去目標を達成できないということになります。遮水壁もしくは全量撤去というような形のものをやっていって、この水銀の汚染が、関連があると除去できるということになりますし、関連がないと除去できないということになりますので、実施計画を策定する中で関連をはっきりさせたかったという思いがございます。関連があれば、何らかの対応策を考えていくというようなことをやるわけですが、対応策の中で、モニタリングをしていく中で水銀が減っていけば、関連があったのかなというような程度の位置づけにしかできないのかなと思っています。

梶山委員

おっしゃることはわかるのですが、いわゆる対策というのは、基本的に安全側で見なければいけないわけで、安全側で見る以上、明解な答えというのは簡単に出る話ではないので、基本的に影響はあるという前提で考えるべきだと、それが基本的なスタンスだと思います。

それで、水銀に対する対策とほかの有害物に対する対策が違うかということ、これは基本的に違わないはずだと。ただ、モニタリング項目にそれを加えるかどうかという点では違って来るかもしれませんが、モニタリング項目に重金属を1つ増やすかどうかというのは、全体のパーセントから言えば、コストにはほとんど影響がないはずで。

ですから、そういう意味で言うと、水銀を眼中に入れた対策が必要であり、モニタリングも当然必要であり、モニタリングの結果、途中から水銀のモニタリングが必要なくなったら、その時点で水銀をモニタリング項目から外せばいいだけの話で、今の段階で、いずれにしても明解な答えが出ないものに多くの労力を割くことは疑問だという意味で申し上げます。

上田室長
岡村委員長
當座委員

梶山委員と同じような考え方でやっているつもりでございます。

ほかによろしいでしょうか。

今回調べていただいて、県D - 2のところ、Ks2の帯水層で水銀が0.0059mg/L出てきて、前は0.0026mg/Lだったのです。SSが12,000、今回はSSが3,300という形で、今回のほうが濃度的には高い値が出てきていますので、県のほうも、モニタリングという話が出ましたので、案の中にたしかD - 2も入れてくださっていると思うのですけれども、ちょっと見ていかなくてはいけないところだなと思いました。以上です。

岡村委員長

ほかによろしいでしょうか。

それでは、この議題につきましてはこれまでといたします。

次の議題(3)の掘削調査の中間報告について、現在進められております掘削等の調査の状況の報告を事務局からお願いいたします。

(3)
掘削調査

の中間報告について

谷本主査

掘削状況の説明をさせていただきます。

資料6で、今まで行いました掘削調査の詳細なものが添付されておりますけれども、今回は現状どれだけ作業ができたかということを説明させていただきまして、今日の委員会の後に視察がございますので、またその中で現況を見ていただければ結構かと思っております。

今現在、きのう現在までですけれども、約7,500 m³の掘削調査が終わりまして、全体の計画の約50%が完了しております。ドラム缶の発見は、現在100本出土されておまして、内容物につきましては、コールトール、鉍滓、燃え殻等で、今後、内容物を再度確認し、必要に応じて分析を行いたいと考えております。

ケーシング調査につきましては、計画しておりました9本すべてが完了しております。廃棄物分析は、その性状を確認し、必要に応じ分析を実施していき、今後もしたいと考えております。浸透水につきましては、ケーシング調査で確認された場合に採水をし、VOCを中心に分析を実施いたしておりますが、今現在まだ結果は出ておりません。上記分析結果が判明次第、また報告させていただきますと思います。以上です。

岡村委員長

ありがとうございます。

ただいまの状況説明についてご意見、ご質問があったらお願いいたします。

當座委員

今、説明の中に、コールトール状のものというお話があったのですが、前回市道側で出てきたドラム缶よりも油分が多いというか、廃油が多く含まれているのではないかなというようなドラム缶が見かけられました。証言にもあるように、廃油を入れて埋めたという話もあるので、そのあたりも調べていただけたらありがたいなと思っております。

梶山委員

ドラム缶の内容物の分析はこれからやられるという前提でよろしいですね。

卯田副主幹

ドラム缶につきましては、今それぞれの種類について分類しておまして、その内容について、今現在、IRと、熱を加えて揮発してくる成分、またその中に含まれております金属成分について、蛍光X線等で分析している最中でございます。それらの結果を見て、前回ドラム缶が出た結果と突き合わせまして、再度その成分が何かということを確認したいと思っております。

梶山委員

関連して幾つか伺いたいのですが、1つは、臭いの状況がどうだったかということと、ドラム缶の腐食状況がどうだったかということと、3点目は、いわゆる違法に埋め立てたもの、つまり安定品目に含まれていないものと見ていいかどうか、この3点を伺いたしたいと思います。

上田室長

まず、違法性でございますが、前回も西市道側からドラム缶が105個出てまいりまして、それは措置命令をかけておりますので、今回も安定品目ではございませんし、これは推定でございますが、焼却炉で燃やすべき廃油、燃えないような廃油をそこへ埋めたのではないかなという思いを持っております。

中村主席参事

もう1つ、ドラム缶の状態ですけれども、あくまでも印象で申し上げますと、コールトール状のもの、いわゆる油状のものが入っていたと思われるドラム缶は、基本的には全部ひしゃげた状態なですけれども、まだ腐食が比較

	<p>的進んでいないような印象を受けております。</p> <p>臭いにつきましては、あくまでも人の嗅覚だけですけれども、やはりコールトール状のものにつきましては同じような状態でございます。全体が処分場の臭いというものもでございますので、そのあたりの判別は非常に難しい状態でございます。</p>
當座委員	<p>2月14日に ブロックの2でドラム缶が3つ出てきたというふうに私は現場にいたときにメモしているのですけれども、その中に燃え殻のようなものがあったと思うのですけれども、それはどれに当たるのでしょうか。</p> <p>それと、今の梶山先生の方からの臭いという話の中で、ほとんどのドラム缶が潰れているので、中身を見ようと思うと、空いているところからこじ空けて見ていただかなくてはいけないような状況ですけれども、すごくツンとくるような臭いの土が入っているものがあったり、油が腐ったようなすごい臭いのするものがドラム缶の中に入っていたり。先ほど鉾澤さいという話もありましたけれども、ただ単に鉾澤というよりは、油が含まれているような、また手についたもので油が手についたような状態で、黒く残っている状態もありましたので、ただ単に鉾澤ということでは片づけられないのかなという印象を持っています。</p>
卯田副主幹	<p>今おっしゃっていただきましたドラム缶の燃え殻が入っているということで、2月14日分でございますが、2ページ目の12日目というところを見ていただきますと、これが2月14日分でございます。</p>
谷本主査	<p>2月14日の燃え殻につきましては、本日配付させていただきましたA4判の両面コピーの集計表の中に、2枚目の方で12日目のところが2月14日になるのですけれども、そこで燃え殻のドラム缶1個という形で計上させていただいております。</p>
當座委員	<p>それで、集計表はこうなっておりますけれども、資料6につきましては、その辺のところの写真等が抜けているかもしれませんが、また状況に応じて、最終報告の中では入れさせていただきたいと考えております。</p> <p>それと、法面の方は - 2が終わりまして、今 - 1を掘削していただいていますけれども、 - 2の方は計画よりも1mほど深めに掘っていただいたのと、底面の方も市道の平坦部の方に向かって計画よりも1mほど多めに掘っていただいて、その部分でドラム缶が10本程出てきたということがありました。</p> <p>- 1の方も同じようにその部分を調べていただきたいと思いますし、市道側で105本見つかったドラム缶の残りが法面側の方に埋まっているなという印象を受けました。</p>
木村委員	<p>ドラム缶の関連ですけれども、内容物が空という場合が大変多いのですけれども、ここが一番見えないところで不安部分ですので、この場合は、後に調査するためのサンプル、その周辺のごみとか土とか、その周辺のサンプルは、この空のドラム缶に対してはどの程度とってもらっているのでしょうか。</p>
中村主席 参事	<p>現場での状況を申し上げますと、バックホー、いわゆるコンボで掘削を進めております。広い範囲でやっていきますので、1本ずつ手作業でというの</p>

はなかなか難しい状態でございます。先ほども話が出ましたけれども、ほとんどひしゃげたといいますか、形を有していないという状況のものもございまして、そういったものを引き揚げた状態では、中に当初どんなものが入っていたかということとはなかなか難しいという意味で、空というようにさせていただきます。

もともと空であったものを埋めたとはちょっと考えにくいので、何らかのものが入っていたとは思いますが、揚がってきた状態では、どれがというようなものは難しい。コールタール状のものが入っているものにつきましても、中に周辺のごみがまざっている。両方まざっているような状態でございますので、サンプルとしては、一部固まったところの部分についてはとったものもございすけれども、空というものにつきましても、基本的には余りとれていないというのが実情でございます。

木村委員

わかりました。できれば、内容物が残っていない、見えない部分というものもしっかりとサンプリングをしていただいて、それで進めていただきたいと思えます。

當座委員

- 4ブロックですけれども、ここは医療系廃棄物が集中して出てきたところなんですけれども、点滴の瓶とかが袋に入ってたくさん埋められていて、貝塚というのがありますけれども、瓶塚みたいな形で、ぎっしり壁が瓶で埋め尽くされているのと、その中にある土壌というのがどういう状況か、なかなか近づけないのですけれども、見せてもらっていると、多分液体とかいろんなものを一緒に入れたんだと思うのですけれども、医療系廃棄物の瓶がある周辺のところというのは色が変わってしまっているのですね。だから、今回は調査ということでそのまま埋め戻されてしまいましたけれども、対策の中であの部分は除去していただきたいなと思いました。

それと、今回、木くずの焼却炉の近くで、約60本近くというか、58本ですか、まとまってドラム缶が出てきて、本当に頑丈なコンクリートでして、それを切っていただいて、剥いていただいて、調べていただいたおかげで、本当に有害なものを埋めたというドラム缶が出てきたので、私はよかったなと思っているのと、やっぱり証言されている方の証言というのが正しかったということが証明されたのではないかと思います。

梶山委員

掘削調査の段階で、以前、北尾団地の方に反対されて中断したということがありましたね。現在、周辺住民の方との間では、この問題はどうなっているのでしょうか。

上田室長

北尾団地の自治会の方に、私どもが住民の皆さんに直接説明をさせていただかなかったことから抗議をいただきまして、中断をいたしまして、その後説明をさせていただいたわけでございますけれども、全体的なご理解をいただかなかったことから、強行して実施をさせていただいております。

その後、自治会長さんが現地にお見えいただきまして、悪臭等のお話をさせていただいたわけでございますが、私どもは現在、硫化水素を対象とする消臭剤をまいているのですが、それをしっかりやることと、今見ていただいております。

ますが、ビニールシートでしっかり覆うことでやらせていただくというようなお話をさせていただいております。そういう中で、今まで計画スムーズに掘削調査をさせていただいていると思っております。以上でございます。

早川委員 歴史上の記録をしっかりしておきたいので、確認ですけれども、今の話だと、北尾団地の側には調査の前に説明がなかったのですね。周辺のほかの自治会には、北尾団地には説明したというように滋賀県は言っていたと思いますが、実際は説明していなかったということですね。

上田室長 北尾団地のすべての住民さんを対象にした説明会はさせていただいておりませんでした。

早川委員 山田委員がずっと欠席の理由ですけれども、県の対応に対する批判だと、私が出ないというように私の方には話していました。どういう形で説明したのですか。

上田室長 掘削調査の説明につきましては、10月3日の対策委員会協議会において説明をさせていただきました。その中で、掘削の説明をさせていただきました。そのときに山田委員さんにご出席をいただいております。その次の対策委員会で正式に掘削計画案を説明させていただいたわけですが、周辺住民、例えば上向自治会さんとか、ほかの合同対策委員会の説明の前に、私と中村主席で山田委員さんにお会いして、そういう形でさせてほしい、しますということについて、山田委員さんには説明をさせていただいた。ところが、自治会長である竹内さん、そして住民の皆さんには説明をさせていただいていないので、抗議をいただいた。それで中断をさせていただいた。そういうことでございます。

梶山委員 実は大変大事なことだと思うのですが、これから対策工の議論をする場合に、掘削調査ではなくて、もっと長期間の対策工事ということになると、周辺住民の方の理解が得られなかったら、どんな対策工を計画しても、これは結局できないということになりかねない。ですから、住民の方への対応はくれぐれもよく配慮してやっていただきたい。ある意味では、ずさんな対応が今回の問題に多分つながったと思うので、その点、対策工をやる前提として、そこをいかに対処するかというのが大変大事な問題だということだけ申し上げておきたいと思っております。

上田室長 早川委員にお伺いしたいのですが、山田さんからはどういう経緯をお聞きしておられますか。

早川委員 上田室長の対応に対する不信感を聞いています。

上田室長 どういう、はっきりと。

早川委員 メールでいただいておりますので、それは私信ですので、今ここで公開するのはどうかと思っておりますが、滋賀県はちゃんと説明をしてこなかったというように本人はおっしゃっています。それで、私は滋賀県にだまされた、もうこの委員会には出ないというような内容のメールをいただいております。

岡村委員長 ほかによろしいでしょうか。

山仲部長 ちょっといいですか。折角、経緯とおっしゃるので、それはいつ時点のメー

(4)
RD最終
処分場問
題対策委
員会報告
素案につ
いて

- 早川委員
山仲部長
早川委員
山仲部長
岡村委員長
當座委員
中村主席参事
岡村委員長
早川委員
岡村委員長
早川委員
- ルですか。日までは結構ですけれども、私どもも足を運んで全員の説明会もさせていただいているので、それよりも後ですか。
- 正確なことはちょっと覚えていないのですけれども、トラブルでとまっているという報道がありましたね。そのときに私、事情を彼に尋ねたのです。その返答としてメールが来ています。何でしたら、自宅のメール記録を見ればわかりますので、追ってお知らせいたします。今はちょっとはつきりしたことは言えません。
- ということは、1月14日に栗東市の公民館でやらせてもらいましたが、それよりは以前ですね。
- そうです。
- 了解しました。
- ほかに、この点に関連しましてないでしょうか。
- ちょっとお尋ねしたいのですけれども、汚泥の埋め立てということで、ケーシング、 、 とされているのですけれども、これは後どういうようにというか、ケーシングはしてくださったのですけれども、汚泥が埋められているかどうかというのはどのように調べることになっているのか聞かせていただきたいのと、先ほどドラム缶の中身で燃え殻というのがあったのですが、それはダイオキシン類の濃度とかを調べられる予定はあるのでしょうか。
- ケーシングの分につきましては、作業工程を説明させていただいたと思いますけれども、3mごとにガスの測定をやっておりまして、3mごとにサンプルを採取しております。そのガスの結果とサンプルの状況とをにらみ合わせた上で、分析するかどうかを決めていきたいと思っています。
- もう一つ、燃え殻のほうでございますが、明らかに燃え殻と思われるものにつきましては、今のところダイオキシン類等を測定しようという計画はございません。
- ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。
- それでは、この議題につきましてはこれまでといたします。
- 次に、議題(4)のRD最終処分場問題対策委員会報告素案についてであります。これにつきましては、事務局が今まで委員会で議論してきたところを取りまとめました報告書の素案と、梶山、池田、早川委員、それから関口氏からの共同提案が出ております。
- ちょっと私、若干疑問に思いますのは、この関口さんというのはどなたでございませうか。梶山委員、早川委員、ご説明いただければ。
- この問題が発生したときに、当初から専門家として関心を持っていただいた方で、私が以前栗東町のRDの環境調査委員会というのを委員長としてやっていたけれども、そのときの委員でありまして、専門委員としてかかわっていただいた方です。
- しかし、この委員会の委員ではないわけですね。
- 提案者のところに書いてありますように、元栗東町RD環境調査委員会委

	員の方です。
岡村委員長	委員会の構成員以外の方から提案を受けるというのは私がおかしいと思いますので、この関口さんの名前が含まれたままでは、この提案は受け入れられないだろうと思います。しかし、これがついているのですけれども、一応消えたということで、括弧で、梶山委員、早川委員、池田委員から提案という形にさせていただきますか。
梶山委員	委員長のようなご見解は当然出されるであろうということは考えておりました。それで、最終的に委員長が関口さんの名前が入っているというのはおかしいのではないかとということであれば、私どもも検討いたしまして、これはまだあくまでも素案ですから、この席では委員三者提案として考えていただいて結構だと思います。その名前を最終的にどうするかは、また検討してから、次回までには私どもの中で決めたいと思います。
岡村委員長	では、一応、梶山委員、早川委員、池田委員から提出されたものだとということで取り扱っていきたいと思います。 それで、問題はこの提案の取り扱いでございますけれども、この取り扱いについてご意見をお伺いしたいと思うのですけれども、報告書の素案は、R D処分場において実施されるべき対策工については、今後の審議にゆだねることとしており、白紙であります。一方、共同提案は、委員会として答申すべき対策工を基本的にA 2に絞って提案されていくものでありまして、したがって、この提案を採択した場合には、A 1案あるいはC、D等の案は議論をしていかないという趣旨でのご提案だと考えてよろしいですか。
梶山委員	これはあくまでもたたき台でありまして、我々の間ではA 2案を推奨して、かつそれに若干修正を加えたものを提案しておりますが、当然、前提として、ほかのものも議論した上で、結論としてはこれが妥当であるという道筋を書いたわけでありまして、この委員会でもう一度ほかの案について考慮の余地がないかということは当然議論の対象にした上で、私どもとしての少なくとも現時点での結論を書いたものでございます。ですから、当然ほかの案もこの委員会で議論した上で、最終的に両論併記になるのか、あるいはA 2案とかその他の案1つに絞るのかというのは、答申の仕方としてはいろいろあると思いますので、私どもの素案は一つの方向、答申の一つのスタイルを示したもので、これで皆さんが、いや、ほかの方法がいいということになれば、それは当然そこで議論しながら最終的な答申案をまとめればいい問題だと考えております。
岡村委員長	そうすると、この提案によって、今後、A 2以外の工法についての審議等が別に妨げられるものではないと考えてよろしいですね。
梶山委員	当然そういう前提で、すべてのものを議論した上で、私どもとしてはこういう結論に落ちついたということで、この委員会でも同じような道筋になれば、私どもの素案をたたき台にしてそういうことになるでしょうし、あるいはほかの対策工が是という意見が多数であれば、またそれは違った方向になる。当然、ほかの対策工もここで議論すべきだと考えております。

岡村委員長	<p>わかりました。では、ほかの案と別に相排斥するものではないということでございますので、順次説明をお伺いしていきたいと思えます。</p> <p>それでは、まず事務局のほうの素案から。</p>
梶山委員	<p>事務局の素案が資料3だと思うのですが、この作成された経緯について伺いたいのですが、これは委員長から指示を受けて作成されたものでしょうか。それとも、事務局が自発的につくられたものでしょうか。それをまず伺いたいと思えます。</p>
岡村委員長	<p>私の方から明示の指示はいたしておりません。</p>
梶山委員	<p>委員長は指示されていない。</p>
岡村委員長	<p>明示の指示はいたしておりません。</p>
上田室長	<p>では、事務局、お願いいたします。</p> <p>それでは、事務局が作成させていただきました素案につきまして説明をさせていただきます。</p> <p>この対策委員会では、予定以上の審議を重ねていただいております。また予定期間も1年間を超えておりますことから、このような素案を作成させていただきまして、円滑な進行が図れるようにという思いで作成させていただいたものでございます。</p> <p>資料を1枚めくっていただきまして、この報告書素案についての性格を書かせていただいております。本報告書素案は、対策委員会が委員会報告を集約・取りまとめるために、事務局でこれまでの対策委員会での審議・検討事項を整理して作成をいたしました。本日、資料1、資料2で各委員のご意見をすべて載せているわけですが、この報告書素案には、そのすべてを掲載しているわけではございません。したがって、今後、対策委員会での議論を経て、答申の構成順序の変更や文言の加筆修正をお願いしたいと考えているものでございます。</p> <p>次の目次をごらんいただきたいと思えます。目次は、まず「はじめに」から始まりまして、次にRD最終処分場問題についてというところがございませぬ。この最終処分場問題につきましては、問題をどのような切り口で表現すべきかというところの課題があるのかなと考えておりまして、本日提出させていただいている素案の中には白紙で書かせていただいております。</p> <p>2番目に、処分場の現状把握および生活環境保全上の支障ということで、4つに区分して書かせていただいております。1つは処分場の現状把握、2つ目に生活環境保全上の支障またはその生じるおそれ、3番目に生活環境保全上達成すべき目標、4番目にRD最終処分場における支障の除去等の基本方針という組み立ての中で整理をさせていただいております。</p> <p>3番目に、RD最終処分場において実施されるべき対策工についてということで、ご審議をいただいた中で、こういうものをまとめていただくのではないかなということで、項目だけ載せさせていただいております。したがって、この資料の中では、この対策工のところについてはまだ審議が本格化しておりませぬので、白紙ということになっております。</p>

簡単に処分場の現状把握および生活環境保全上の支障の内容について説明をさせていただきますが、処分場の現状把握につきましては、過去ご議論をいただきました内容で、廃棄物の埋め立て状況、覆土の状況、地質等の状況、浸透水の状況、地下水の状況、ガス・地温の状況、焼却炉内の状況、これは既にご検討いただいた内容でございます。(8)に処分場周辺の状況というのを書かせていただいておりますが、これは19ページをご覧くださいと思います。19ページには、処分場周辺の状況ということで、1つは周辺へのガスの影響ということで、私どもが毎週1回周辺の硫化水素ガスを測定している状況とか、もう1つは経堂池の状況、そういうものについて整理をさせていただいたところでございます。

もう一度目次に戻っていただきますが、2、生活環境保全上の支障またはその生じるおそれということで、これは、これまでに何回もご議論いただいている内容につきまして整理をさせていただいたものでございます。(1)から(6)ということで、処分場西市道側法面の崩壊による支障のおそれ、廃棄物の飛散・流出による支障のおそれ、汚染地下水の拡散による支障のおそれ、処分場内の有害ガス生成による支障のおそれ、ダイオキシン類を含む焼却灰の飛散による支障のおそれについて整理をさせていただいております。説明については、これまでと重なりますことから省略させていただきますが、またご意見を賜りたいと思っております。

その中で、経堂池の底質および水質ということで21ページに書かせていただいておりますが、20ページを見ていただきますと、今申し上げました生活環境保全上の支障の内容を書かせていただいております。(1)から(5)につきましては、支障のおそれということで整理をさせてもらっておりますが、経堂池の底質および水質については、支障のおそれという表現ではなくて、水質についてという表現にさせていただいております。底質には、RD最終処分場を原因とする影響は今のところ認められず、現時点では生活環境保全上の支障は生じていないと考えられる。また、水質では、平成15年から19年まで同様の結果であり、悪化などの異常は5年間認めていない。こういう一定の整理をさせていただいておりますが、またご議論をいただいたら結構かと思っております。

次に、そのような生活環境保全上の支障またはそのおそれにつきまして、達成すべき目標ということで、22ページから整理をさせていただいております。22ページをご覧くださいわけですが、処分場西市道側法面の崩壊による支障またはそのおそれについて、中はちょっと飛ばさせていただきますが、早急に適切な対策を講じる。また、(2)のおそれの除去につきましても、早急に適切な対策を講じる。以下、(3)(4)(5)まで同じような形で、早急に適切な対策を講じるというような文言で整理をさせていただいております。ただし、(6)の経堂池の底質および水質の保全については、適切な対策を講じるという表現ではなくて、経堂池の底質および水質は、RD最終処分場からの影響を受けやすい状況にありますことから、対策工の実

施時および実施後のモニタリング計画には、経堂池の底質および水質を組み入れて、継続的なモニタリングにより監視していくというような整理をさせていただきます。

次に、23 ページをご覧くださいと思います。そういう形で達成すべき目標を整理した上で、どういう対策工を打っていくのかという基本方針を定めてはどうかということで整理したものが23 ページの4の(1)のAからCでございます。

これは初めてでございますので、すべて説明させていただきたいと思うのですが、RD最終処分場からの生活環境保全上の支障またはそのおそれ除去するため、効果的で合理的かつ経済的にもすぐれた対策工を実施し、RD最終処分場問題を早期に解決する。RD最終処分場からの支障等を除去するための対策工は、廃棄物処理法に基づき事業者等に措置命令を発し、当該事業者等にその是正が見込めないときに、滋賀県が代執行事業として実施する。対策工は、支障等の除去または支障等の素因の除去、対策工の成果確認のためのモニタリングおよび対策工実施による二次被害防止のための影響監視とする。対策工の実施に当たっては、周辺住民の生活環境を保全するための措置を講じる。対策工の終期は、対策工の実施後に支障等が認められず、かつ将来においても支障等を生じないことが確認できる時期を原則とするということで、これは、モニタリングはずっとやっていく、そこまでは対策工の一環だというような形で、時間的に対策工というのはどういう位置づけを持つのかということで書かせていただいています。

また、C、対策工は、処分場の廃棄物の種類、性状のみならず、地域状況や地理的条件に十分配慮して、支障等の除去の実効性や確実性を担保するとともに、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法を最大限に活用する。そういう形で、基本的な方針を6つ整理されてはいかかということで、素案として書かせていただきました。

次に、対策事業の実施範囲でございます。次のページをご覧くださいわけでございますが、緑で囲んだ範囲を対策工の実施範囲としてはどうかということで書かせていただいております。

次に、25 ページでございますが、現在まで、6案の対策工の原案と申しますが、そういうものをご議論いただいてきておりますので、対策工法の比較検討資料を25 ページ以下につけさせていただきます。

26 ページをご覧くださいと思います。26 ページは、A1案、A2案、B1案、B2案、C案、D案を横軸にしまして、縦軸は支障除去対策工を簡単にまとめております。その縦軸の次に、対策工施工期間中の留意事項を何点かに絞って整理させていただきます。そして、28 ページをご覧くださいのですが、28 ページは、廃棄物の安定化という切り口で6案を整理しております。次に、監視という切り口の中で、施工時の監視、施工後の監視ということで整理をさせていただきます。29 ページには、期間ということで、対策工工期、遮水壁の耐用年数、産廃特措法の適用期限をあわせ

て記載させていただいております。その次に、経費という切り口から整理をさせていただいて、一番最後に、この経費には計上していないという未計上工種について整理をさせていただいております。

簡単にこの比較検討の資料について説明させていただきますと、もう一度26 ページにお戻りいただきたいと思いますが、支障除去対策工については、緊急対策として遮水壁を打つ。そして、恒久対策として、全量の廃棄物を撤去するか、掘削、埋め戻しを並行処理するというA 2 案のことを書かせていただいております。B 1 案、B 2 案、C 案は、これまでにしておりますので、省略させていただきます。

次に、対策工施工期間中の留意事項ということで、廃棄物の飛散・流出・悪臭に関して整理をさせていただいております。A 1 案につきましては、掘削ヤードには大型テントを設置しないために、掘削中に悪臭が発生し、廃棄物の飛散、有害ガスの放散のおそれがある。夏期の掘削工事では、強い臭気が発生し、周囲への影響が大きいと考えられる。次に、A 2 案につきましては、掘削ヤードおよび廃棄物分別ヤードに大型テントを設置することから、廃棄物の飛散・流出・悪臭を防止するというを書かせていただいております。B 1 案、B 2 案につきましては、覆土工事の際、廃棄物表層部の少量の掘削があり、廃棄物の飛散、悪臭のおそれがあるのではないかとこのことを整理させていただいております。

次に、汚染地下水の拡散に関しましては、B 1 案の方をご覧いただきたいのですが、1 つ目の点でございますが、鉛直遮水壁内の地下水を揚水することにより、壁内の地下水位を壁外水位より低くし、鉛直遮水壁の万一の機能低下等に備えるということを書いております。C 案の方を見ていただきますと、2 つ目のポツの中で、揚水施設、水処理施設の能力低下や停止等のリスクがあるというような整理をさせていただいております。

ポイントだけで申しわけございませんが、そういう形で説明を続けさせていただきますと、有害ガスの放散に関しましては、処分場周囲に、掘削工事中に有害ガスの放散のおそれがある。A 2 案では、掘削工事は密閉されたテント内で作業を行うこととなりますことから、メタンガス等の可燃性ガス発生に対する安全管理、作業員に対して硫化水素の有害ガスの発生およびダイオキシン類を含んだ浮遊粉じんの有害物の飛散に伴う健康管理の十分な計画をつくる必要がある。B 1 案では、廃棄物表層部の少量の掘削があり、この工事期間中に有害ガスの放散のおそれがあるが、少量掘削をブロック別に段階的に行うことで有害ガスの放散を抑えましょうというようなことを書いております。

次のページをご覧いただきたいんですが、これも工事中的ことですが、工事中的の汚水処理ということで、掘削ヤードは、梅雨や台風等の大雨による出水に備えた排水処理方法の検討、降雨に対する安全な掘削方法の検討を必要とするということでございます。A 2 案につきましては、掘削部はテントで覆うことになって、その凹んだ部分につきまして、豪雨時の汚濁水、

浸透水の突発的な流入について、その排水対策を必要とするというようなことを整理しているところでございます。また、B 1 案につきましては、覆土工事の際、廃棄物表層部の少量の掘削があり、降雨時の汚濁水が生じ、適切な表面排水が必要であるというようなことを整理しております。

次に、既存構築物への対応ということで、A 1 案、A 2 案につきましては、ガス化溶融炉施設の附属建屋、現在中央に建っている大きな建物でございますが、それと事務所棟および工作物の除去を必要とします。B 1 案、B 2 案につきましては、鉛直遮水壁の施工時に事務所棟の解体撤去を必要とするという整理をさせていただいております。

次に、周辺影響に関してでございますが、これもポイントだけ申し上げますと、3 つ目のポツの中で、1 日約 100 台の工事関係車両の搬出がありますことから、周辺生活道路の交通渋滞、そういうものが心配されます。もう 1 つ、掘削ヤードには大型テントを設置しないため、掘削中に悪臭が発生し、廃棄物の飛散、有害ガスの放散のおそれがございます。先程も申し上げましたが、夏の掘削工事では、強い臭気が発生し、周辺への影響は大きいという整理をさせていただきました。A 2 案では、廃棄物の搬出については約 50 台ということで、A 1 案の半分の台数で整理をさせていただいております。B 1 案、B 2 案につきましては一緒でございますが、鉛直遮水壁設置工事の実施時、大型重機の稼働による振動、騒音の心配、それから鉛直遮水壁工事に発生する排泥が周辺へ流出するおそれの心配、そういうものがあるということで整理をさせていただいております。

その他、施工上の留意事項ということで、1 つは、A 1 案、A 2 案につきましては、搬出する廃棄物の受け入れ先の確保が不可欠であるということと、A 2 案につきましては、下の方の 5 つ目のポツでございますが、掘削ヤードの大型テントの設置が極めて難題である。設置に当たっての大きな課題が多くあるということで、廃棄物上の大型テント基礎の支持力確保、掘削に伴う基礎の不安定対策、台風時などの強風対策、処分場の出たところの地形に対する密封性の確保、掘削された廃棄物および埋め戻し土の搬出入路の仮設計画、そういうものが難しいのではないかと整理をさせていただいております。B 1 案では、大型重機の転倒等の安全対策をする必要があるというような整理をさせていただいております。

次の 28 ページでございますが、廃棄物の安定化につきましては、A 1 案、A 2 案とも、廃棄物を全量撤去することで達成されるということでございます。B 1 案につきましては、一番最後のポツを見ていただきたいんですが、自然換気であるため、不確実性が高く、安定化まで長期間を要する可能性があるということを書かせていただいております。B 2 案につきましては、強制換気であり、準好気性環境をつくりやすく、これをコントロールすることが可能であり、安定化に至るまでの時間が B 1 案より短縮できるということでございます。C 案につきましては、強制換気であり、準好気性環境をつくりやすく、これをコントロールすることが可能であり、安定化に至るまでの時

間が短縮できるのではないかという整理をさせていただいております。

次に、監視でございますが、これは冒頭に説明させていただいた中で、作業監視、周辺監視の状況を説明させていただいております。地下水質については30年、浸透水については18年、有害ガスについては13年というようなことをおのおの書かせていただいております。

次に、施工後の効果の確認につきましても、こういう形で確認をしていくというようなことで整理させていただいております。

最後に、29ページでございますが、対策工の工期につきまして、16年、13年、3年、3年、2年、D案につきましては約3年プラス掘削工事の というものが必要ではないかということで書かせていただいております。遮水壁の耐用年数につきましては一律30年、産廃特措法の適用期限については平成24年という整理をさせていただきました。

経費につきましては、A1案でイニシャルコストが約400億円、トータルコストが408億円、A2案でトータルコストとして242.8億円、B1案では45億円、B2案では52億円、C案では36億円という整理をさせていただいております。

未計上工種につきましては、この中に書かせていただいているようなものを考えておまして、先程のトータルコストにこのようなものの経費が加算されるということでございます。

私どもは、この資料をもとに、もしくは参考にしていただいでご議論をいただいで、30ページをご覧いただきたいのですが、RD最終処分場において実施されるべき対策工について、今後審議を重ねていただいで、そして整理をしていただきたいと、そういうことで整理をさせていただいたものでございます。31ページ以降は、これまでの経緯を簡単にまとめた参考資料をつけていってはどうかということで整理させていただいたものでございます。以上でございます。

岡村委員長

ありがとうございます。

進め方ですけれども、多分、3委員案の説明も聞いてから討議をした方がいいだろうと思います。ただ、私は、これは今週の月曜日、池田委員からのメールでいただきまして、多くの方も見ておられるかと思しますので、まずは簡潔に梶山委員あるいは早川委員で説明をお願いいたします。

梶山委員

では、梶山からざっとお話しして、あと早川委員の方に補足をさせていただきたいと思います。

A2案ということで今まで言われてきたものを若干整理して、変わった部分も幾つかございます。ですから、A-2案については今までご説明してきたので、それをベースにしてお話ししたいと思います。

まず、答申の全体的なトーンとして、我々の考えとしては、対策工を並列的に書くのではなくて、結論としてこの対策工をするべきだという方向性は委員会としてきちんと明確に出すべきだと考えております。

それで、「はじめに」のところは後で読んでいただければ結構だと思うので

すが、まず、推奨する対策工A2案、1ページの下の方からですが、今までA2案と言われてきたものをベースとして、さらに検討したものであります。違う点を幾つか申し上げていきたいと思いますが、まず全量撤去を基本とする、この点は全く変わっておりません。

それから、2ページへ行きますと、特に変わった部分を申し上げますと、A2案の概要として2-1というのがありますが、緊急対策として周辺遮水壁、表面のキャッピングおよび表面流出水、浸出水の処理のための水処理対策を実施する必要があるということは基本的に同じです。先程大型テントの話が出ましたが、最初の当初案では6ブロックに分けるということになっておりましたが、この辺は、テントのサイズ、それからテントメーカー等の具体的なテントの仕様等を検討いたしまして、基本的には16ブロックに分割するというので、その部分はかなり大きく変わった部分です。

まず、緊急対策の内容として、今の事務局の方のご説明には、私が聞いた限りではよくわからなかったんですが、焼却炉の解体撤去、焼却炉をどうするのかということについて余り明確なお話がなかったと思うのですが、A2案では焼却炉の解体撤去を当然の前提としております。これが2ページの下のところですよ。

それから、周辺遮水壁につきましては、全周についてソイルセメント壁工法を基本とする、これが今までのA2案でしたが、この点については、3ページの上から3行目以下のところですが、ちょっとここだけ読ませていただきますと、遮水壁の脆弱性、不完全性について多くの指摘がなされている、これは私どもも同感であります。その点に十分配慮しつつ、現場の状況を見ながら、材質、設置位置、設置優先順位等について検討しながら行うことが前提となる。現時点ではソイルセメント壁工法を基本としておりますが、現在、再検討しなければいけない問題としまして、上流側の遮水壁だけでもいいのではないかという考えが出されておまして、これは次回までに私どもの考えをもう一度まとめたいと思いますが、上流側を遮水壁でやって、下流側については、水平ボーリングで下流側だけ抜く。それから、工事中、掘削中の問題につきましては、下に浸透するものについては水平ボーリング、上のものについてはくみ上げるというような組み合わせで、上流側の遮水壁でもいいのではないかと。これは、コストの点に相当かかわる問題なので、次回までに私どもの考えをまとめておきたいと思っております。

それから、表面遮水シートおよび表面流出水の処理は、基本的に今までの考えと変わっておりません。

それから、揚水井戸と水処理施設につきましては、ここまで書く必要があるかわかりませんが、必要とする水処理工程を3ページの下の方に向かってまとめてございます。モニタリングも、これは当然としてということです。

それから、4ページに入りまして、恒久対策のことです。恒久対策として、先程お話ししましたが、6ブロック案ではなくて、16ブロック案というふうに変えまして、そうするとテントの間口はおよそ30m程度のものとなる。こ

れは、既存のテントでもって対応できるものを考えたということでありませう。

それから、小ブロック、16 ブロックに分割して、まずそれをどういう順序でやるかということが、実際には、先程お話もありました土砂の搬入搬出路をどう確保するかという具体的な話の中で当然問題になるわけですが、それに対する考え方、選別ヤードをどこにするか、掘削順序をどうするかということについては検討が必要だということで、それが4 ページの真ん中から下に 、 、 ということを書いてあります。

それと、従来のA 2 案との大きな違いとしてもう1 点ございます。従来のA 2 案では、分別して、良質土は埋め戻す。良質土は 50%と見込んでいたが、これがもっと少なくなる可能性は確かにあるだろうというのが現在内部の議論で出ております。その場合、良質土が例えば 20%しかない、残りの80%はどうするかという問題ですが、これは持ち込まない。つまり、あえて今の処分場の地形に合わす必要は全くないだろう。むしろ、原地形に近いまま保持して、それでもって長期的に安定化していくのを見た方が、基本的には安定化も早いのではないかとということで、この辺は、足りない土砂を外から持ち込む場合の費用がその分減るわけでありまして、費用負担が相当減るのではないかと。これは十分試算しておりませんが、足りない土砂を持ち込むことはしないということで、掘削後の埋め戻しは分別後の再利用土壌のみとする、これが5 ページの上に出てくることと書いてあるところとあります。

つまり、今までのA 2 案との大きな違いは、6 ブロックを16 ブロックにする。それから、遮水壁については、全周が必要かどうかもう一度検討が必要である。3 番目に、埋め戻し土壌については、再利用土壌を埋め戻した後、不足分を必要としないということで、これをもともと不足分と見ないという考え方の違いが大きく出ております。

それから、廃棄物の受け入れ先については、今までは雑談程度でしか出ていなかったと思いますが、大阪湾フェニックスというのが一応想定される受け入れ先とされていますが、これについては、例えば例示として、クリーンセンター滋賀も検討すべきではないかと。これについては、事務局から何かクレームのメールがあったようですが、これはあくまでもたたき台でありまして、検討課題の一つとして挙げたものということとあります。

あとは、工事中のモニタリングの徹底と、5 ページの のところですが、最終的な形状として、従来は、今現在の廃棄物処分場、R D 処分場のもとの形態に戻すということを前提として考えていたわけですが、そういうことは考えない。まず、以前の自然状態の復元を優先する。跡地利用は、いずれにしてもずっと後の話になるので、その点は現時点で考えるのではなくて、まず安定化を待ちながら、そこで検討すればいい話ではないかとということです。

それから、5 ページ、提案の理由として書いたところは、1 つは、全量撤去以外の方法ですと、後に大きな禍根を残す。現在までの埋立廃棄物の状態を見ても、もちろん緊急対策として、特別に有害性の顕著なものがあれば、それを優先して除去するということが、これはこれで当然検討されてしかる

べきだと思いますが、最終的にはやはり全量撤去しかあり得ないだろうということ、ここに考え方として、理由の大きな柱として書いております。

その後、6ページは、法的な面からの県の責務、少なくとも違法埋立分の480,000 m³は法的にも最低限撤去すべきものであるということを書いております。

それから、6ページの のところですが、県財政への負担の軽減という意味では、先程お話しした中で、A2案をさらに軽減することを幾つか書いているわけですが、それ以外に、公正かつ公平の見地から、他に費用負担を求めることも積極的に検討すべきだと。

産廃特措法等の関係では、24年度という時間的な限界がありますから、緊急対策については特措法への申請を早急に行う必要があるだろう。

それから焼却炉の解体撤去については、本来の費用負担者である破産財団へのアクションが全くないようですが、少なくともアクションだけはしておくべきだろう。私の知っている例では、現実に破産財団が焼却炉の撤去について、裁判所の許可を得て全部費用負担した例もあるわけでありまして、そういう意味で言うとこれを当初から放棄するのはおかしいという意味です。

それから、関係方面に対する応分の費用負担については、法的根拠を持って協力と負担を求める。これは、もちろん法的根拠について個別に検討する必要があるわけですが、そこに例示として 、 、 ということが書いてあります。もちろん、それぞれ個別に法的根拠があるかどうかということと、法的根拠はなくても道義的な責任がある、特に排出事業者の場合にはそういうことが言われるわけですが、そういうものに対しても、それぞれ応分の費用負担を求めるという努力は当然必要だと。

それと、先程ちょっと申し上げましたが、特に住民意向への配慮、これがきちんと対策が立てられないと、基本的にはどんな対策工を立てても全部挫折してしまうということがあり得るわけで、その辺が大変大事であるというのが6ページの下の のところです。

6ページの下3-2からは、他の案の課題として、それぞれのものについて私どもの見解を書いてあります。つまり、当然この辺は議論の対象となるわけで、先ほど委員長からのお話もありましたが、議論しないということではなくて、当然議論しなければいけないわけですが、A案、B案、B2案、C案、D案それぞれについての私どもとしての批判をこの中に書いてあります。それから、最後に、8ページの真ん中からちょっと上のところに高谷案というのを書かせていただきました。これは、住民説明会の会場で高谷清さんから提案のあった対策工法について、これも一つの提案として受けとめるというか、当然検討しなければいけない問題として受けとめまして、それについての論点を書いたものがこの高谷案のところですよ。

それから、3-3は県の責任ということなのですが、この辺は、対策工に直接かかわる部分というよりも、やはり県の責任というものをこの答申案の中でも明確にしておくべきであろうということで、8ページの3-3以下に、

検証委員会の報告を受けて書いたものでございます。それが8ページから9ページに書いてあるわけです。

それから、この県の責任の問題と関連するのですが、9ページの真ん中から下、まず土地所有の問題がありまして、RD処分場の跡地は、県が所有権の取得をしてやらないとおかしいのではないかと。そもそも、所有権も取得しないで、これだけの税金を、あるいは対策工に多額の費用をつぎ込んでやる法的根拠がないのではないかとという観点で、県は土地所有すべきだということを書いてございます。

は、先程から繰り返しておりますが、最終的にはきちんとした住民との協定その他が必要であろうというのが私どもの基本的な考え方です。

は、栗東市との連絡・協力体制の強化ということをやっております。これは当然のことではあります。

10ページのところに、住民対応として、もう少し丁寧に書いてありますが、まず協定の締結は不可欠であろう。特に、隣接する北尾団地との協定については、十分に協議して合意形成を進める。対策工の内容が固まった段階で、住民説明会を開催する。あと、情報提供その他が書いてありますが、私どももある意味で大変危惧しているところは、全量撤去をうたいながら、途中で費用的な問題その他で挫折して、最終的にキャッピングと周辺遮水だけでやめてしまうということがないように、最初の住民協定その他の段階で、住民、利害関係者との間できちんと約束として明記しておくことが必要ではないかということでありまして。

結びのところは、ある意味では当然のことを書いたわけですが、私どもとしては、これは委員会の答申ですから、事務局案はそれはそれで参考とすることは私どもも吝かではありませんが、基本的には委員会が自主性を持って答申をまとめるべきではないかと考えております。

あと、早川委員の方でお願いします。

早川委員

あらかた説明していただいたので、私のほうからは2つほど、再確認という意味もありまして申し上げたいと思います。

1ページの「はじめに」の最後の文章ですけれども、「もっとも重要なことは、提案される対策工事が、現時点での短期的な行財政的な事情・制約条件等から場当たりのあるいは先送りのものとなり、住民の不安がさらに続くようなものとならないこと、次世代に引き継げる資産を残す取り組みとなるように滋賀県が腰を据えて取り組むことである」、こういうスタンスで考えております。

このRD処分場問題がなぜ起きてしまったのかというのは、行政対応検証委員会のほうでもいろいろ検討していただいておりますけれども、私も「ドラマとしての住民運動」という本の中で少し書かせていただきました。私が感じているのは、行政のいわゆる小出し主義、つまり場当たりの、当面、とりあえず、まずはという言葉で繰り返された曖昧な姿勢、対応だったと思います。それを、この事件が起きて、これからどういうように解決していく

のか、対策していくのかというときに繰り返すということは、余りにもばかげたことだと私は思います。問題が発生したことに学び、それに対する改善策に対しては、そうならないような対応、しっかりした長期的展望に基づいた方針を打ち出すべきだというのが申し上げたいことの1点目です。

それから、後で多分ご紹介があるかと思いますが、今申し上げました行政対応検証委員会は、20件の項目について検査しまして、17件、行政の対応に問題があったという結論を出しました。その17件の問題のうち相当部分が住民対応です。ですから、行政対応検証委員会の最終結論のところでは、最後に「住民等との連携強化」ということをうたっているわけです。

先程の北尾自治会との対応を大変残念に私は思います。我々の対策委員会は、これまでの滋賀県行政とは決別して、違った形にしなければいけない、しっかり住民との連携を強化してやるべきだと考えております。その観点から、行われる監視、この工事の監視ですけれども、監視体制は、地域住民が推薦する有識者、専門家も参加して行うべきだ。それから、先ほど梶山委員からも説明がありましたけれども、事前にじっくり話し合って、協定を締結して進めるべきだということを書かせていただいております。

そういうスタンスで提案したということ、蛇足かもしれませんが、2点申し上げたいと思います。

岡村委員長

ありがとうございます。

私の方から梶山委員、早川委員に質問がございます。10ページの結びのところで、先ほど梶山委員は当然のことをお書きになったというふうにおっしゃいましたけれども、最後から第2パラグラフに、「本来、委員長はそのとりまとめの任を担うべき責務を負っているが、これまでの委員会運営から必ずしもそれには期待ができず、専門委員会との役割分担も十分とは言えなかった」という記述がございます。ということは、今まで十分な責務を果たしていなかったし、今後もこれは期待できないという意味に解さざるを得ないわけでありまして、そうすると、私としては委員の皆さんに信任を問いたいと思いますけれども、信任投票を求められますか。

早川委員

先ほど梶山委員がおっしゃられたのと同じことですが、委員会として答申案を出すべきだと思います。そのためには、委員長のリーダーシップというのが必要だと思います。私たちは、岡村委員長の個人批判をここでするつもりは毛頭ありません。しっかりした答申案ができればいい。この段階において、委員長の問責をして議事を混乱させるつもりはありません。

岡村委員長

しかし、私としては、こういう記述が残ることは遺憾でありまして、この部分を削除していただくか、信任投票を求めたいと思います。もう既に、幸か不幸か、通る場合に備えて、辞職願は用意いたしております。

梶山委員

早川委員が言ったことと基本的に同じですが、要するに私どもとしては、少なくともこれからは、正直申し上げて、これまでの委員長の対応に私ははっきり言うと不満はありました。ただ、これからは委員会として大事な答申をまとめる時期ですから、これからリーダーシップを発揮してやっていただ

ければ、それで結構だと思っています。今の時点でそういう混乱を招くということまでは全く私どもは考えておりません。

岡村委員長
梶山委員
岡村委員長
上田室長
岡村委員長
上田室長
梶山委員
上田室長
岡村委員長

では、削除していただけますか、3行。

これはまだあくまでたたき台ですから、当然そういう委員長のご意見を伺って、これは私どもだけの、今ここにいる委員が全員そろっているわけじゃありませんので、当然そういうことは検討いたします。

じゃあ、次回これが残っている場合には信任を求めたいと思います。

それでは、質疑、意見交換に入りたいと思いますけれども、ちょっとまた初歩的なことを確認しておきたいのですけれども、いずれも措置命令をかけて代執行というように考えているわけですが、この点は事務局にお伺いしたいのですけれども、この措置命令は産廃法の何条何項に基づいてかけられるのですか。

申しわけないのですが、今ちょっと廃掃法を持ってきていないのですけれども、15条ぐらいとあるのですが、条文まで覚えておりません。済みません。

じゃあ、措置命令は何でもかんでもかけるわけにいけるものではありませんので、その根拠を確かめていただくと同時に、そもそも、現在の一般的な解釈によれば、どの程度までの措置命令をかけることができるというように理解されているか、そのあたりを調査していただきたいと思います。

そのことについてはちょっと説明させていただきたいと思うのですが、私どもが用意しました委員会報告素案の目次をご覧くださいわけですが、生活環境保全上の支障またはその生じるおそれがある場合に措置命令を発することができます。それで、この目次の2の生活環境保全上の支障またはその生じるおそれをはっきりと確認する。そのことについて、事業者に対して、そういうおそれがあるから、それを直しなさいという命令をかけることとなります。

これにつきましては、生活環境保全上の支障でございますので、事業者がやらない場合は、例えば施設の改善命令でありますと、生活環境保全上の支障とは一步違いますので、事業者がやらない場合はそのままほっておく場合もあるわけですが、これは生活環境保全上の支障でございますので、場合によっては県が代執行をやるという形になるわけですが、2の生活環境保全上の支障またはその生じるおそれをきちっと確定した上で、そのことをもとに措置命令をかけることとなります。措置命令は、廃棄物処理法の19条の5でございます。

5だけじゃないですね。土地所有者に対する関係が幾つかあると思います。

措置命令を発するのは19条の5でございますが、例えば、ここに書いておりますけれども、だれが原因者であるとか、その処分を行った者に対してかけるとか、排出事業者にかけるとか、そういう条文はございますが、措置命令はそういうことでかけていくこととなります。

したがって、逆に言えば、生活環境保全上の支障またはその生じるおそれの範囲を超えてはかけられないわけですね、当然のことながら。だから、

そこら辺の限界点がどういうふうに一般に解説されているか、もしその点お調べがつくようでしたらお調べ願いたい。そして、資料として提出していただきたいと思います。

もう1つは、特定産廃特措法の関係ですけれども、今の3委員提案の方では2ページのところで、これはおっしゃるとおり平成25年3月31日をもって失効ですけれども、そのときまでに基本計画の策定ができていればいいんでしょうか。

上田室長

実施計画を策定する場合に、当然目標を策定いたします。その目標を達成するのが平成24年度まででございます。来年から工事をやって、2年目、3年目やって、20、21、22、23、24年度、あと5年間の中で達成すべき目標を設定して、その目標を達成するための工事をやっていかないといけないということになりますので、平成23年度ぐらいにはそういうものが終わっていないと、24年度の達成ということができない。

岡村委員長

ということは、逆に言えば、平成25年4月1日以降に行われている工事については、この特措法の適用はないということですか。

上田室長

現時点では受けられないと。法律でございますので。

岡村委員長

ということは、その場合には県費単独で負担せざるを得ない。

上田室長

はい。

梶山委員

その点は私も調べたのですけれども、環境省の通達はそうっていないですね。

上田室長

私ども、環境省のご指導を仰いでいる中でお伺いしている話でございます。少なくとも通達はそうっていないですよ。

梶山委員

じゃあ、そのあたりも、極めて重要な問題ですので、また調べておいていただくということをお願いいたします。

岡村委員長

では、どうぞご意見がございましたらお願いいたします。

上田室長

先程梶山委員さんから事務局の方からの訂正のお話ございましたが、私ども再考をお願いしたところがございまして、ちょっと改めて申し上げたいのですが、共同提案の資料の5ページでございます。5ページに、クリーンセンター滋賀の概要ということで、これは検討対象ということでお書きいただいたところでございますが、このクリーンセンターは、県内企業の廃棄物を受け入れるということで、地元市、そして周辺住民の皆さんのご理解を得ながら、これまで公社ないし県が進めてきた事業でございまして、まだまだ協議が残っている内容でございまして、私どもの判断としては、検討する時期に全く至っていないと考えておりまして、そういう中で、ここの部分については再考をお願いしたものでございます。

もう1点、次の6ページでございますが、これも再考をお願いいたしました。6ページの の 、土地の所有者(RD社およびその代表者の親族)というところでございますが、代表者の親族というところについては再考いただけないかなと。といいますのは、先程も申し上げましたように、処分を行った者、その責任を有する者が措置命令の対象者になるわけでございまして、

R D社は当然そういうことではっきりしているんですが、代表者の親族という表現はどうも誤解を招きそうな思いがございまして、再考をお願いしたものでございます。

もう1つは、排出事業者の責任追及ということで、医師会と書いています。この医師会は、私ども、今そんなことは全く思っていない部分でございまして、その中でこういう特定のところがあると、それも誤解を生むのではないかなという思いがございましたので、再考をお願いさせていただきました。

木村委員

今の上田室長のお話の継続になるのですけれども、6ページの の、経営者個人および元従業員に対する責任追及ということでございますが、元従業員という表現になりますと、非常に長期間経営してしまっていて、私どもの住まいしているところには、相当な住民の方が何らかの形でここにお勤めになっていたということもあります。それと、全容解明のために、いろいろな情報も元従業員さんには求めている関係もありますので、この辺の表現を再検討していただきたいと思います。

横山委員

進行の問題でちょっと意見を言わせてもらいます。

梶山先生を初めとする委員の案を説明していただきましたけれども、委員としましては、全量撤去というものを前提にする場合とそうでない場合とで非常に判断の基準が違います。この案にありましたように、高谷案というのは、栗東の委員会の中で議論したものを高谷副委員長が住民の説明会で言っていたいただいて、ちょっと余分になるかもしれませんが、今日嘉田知事あての委員会の要望書が皆さんに出ていると思いますが、それがそういう形になりました。これの根本は、全量撤去は賛成です。つまり、全量撤去ということでこの委員会がまとまるならば、こういう要請とか、あるいは高谷案とかいうのは、ある程度含まれてしまって問題になりません。

しかし、全量撤去が明確に決まらなければ、いろんなことが考えられるわけです。言葉は悪いですが、サボタージュでやらなかったということまで考える必要はありませんけれども、途中で有耶無耶になってしまったということもあるかもしれませんが、それはないとしたしましても、委員会の大勢として、全量撤去方式でいくということをまず確認していただくと一番いいと僕は思います。それが否ならば、いろんな問題が出てくる。つまり、委員会として全量撤去するという明確な意思がまず出れば、物事が非常に明確になるかと思うのです。そうすると、栗東市の委員会なんかで心配されている、途中の囲い込みで終わるのではないかとか、そういう心配がなくなるわけです。

もちろん、これは委員会の意見でございますので、行政としてどうするかということは私には問えないと思いますけれども、私のやっている栗東市の委員会の方は、行政の関係の機関でございますので、滋賀県知事に要請を出しました。ここへ出すというのであれば、私の個人意見になるのですが、滋賀県知事に要請を出した。その内容は見ていただいたらいいのですけれども、

岡村委員長

この委員会の行く末として全量撤去が決まるものかどうか、まず議論していただきたいと私は思います。

その点については、今までは、いずれかといえば自然科学的あるいは社会的に全量撤去がいいかどうかという面から物事を考えてきたと思います。しかし、今、最終段階に入りまして、先ほどお聞きしたとおり、前提は、措置命令をかけ、代執行をかけて、そして工事を実施するということではありませんから、したがって、もし措置命令の段階で全量撤去を措置命令することができなければ、これはどうしようもないわけですね。もちろん、そういうことを離れて、ほかのルートで全量撤去をやるという方法を考えるなら、また話は別でありますけれども、そういうことを前提としている限りは、まずは、先程お聞きしたとおり、措置命令を一体どこまでかけることができるのか、その点を明らかにしないことには話が進まないのではないかと私は思っているんですけれども。

横山委員

措置命令というのは、誰が何処へかけるのですか。

岡村委員長

それは、滋賀県庁が業者に対してですね。しかし、例えば全量撤去が好ましいからといって、業者の義務の範囲を超えて全量撤去を命じることはできないですよ。

横山委員

今、業者はありませんね。

岡村委員長

はい。

横山委員

したがって、破産財団に対して言うわけですか。

岡村委員長

これは、義務者は誰になるのですかね。

上田室長

滋賀県は措置命令を既に発しておりますが、R D社は破産しております。しかし、その社長はおられます。もう1つは、処分を行った者の中には、その違法な処分について責任を有する者がいます。それは、今掘削調査の中でも探しているわけですが、国の指針の中では、例えば役員ですとか、直接そういうものに責任を有する者、そういうものに対して措置命令をかけることができますが、今のところ私どもは誰にかけるということは申し上げておりません。ただ、そういうことをした人、法に触れる人に対して措置命令をかけることになります。

横山委員

かけることができるかどうか、明白にしていきたいと思います。今ではないですけれども。

上田室長

生活環境保全上の支障は整理をさせていただいているわけですから、措置命令はかけることができます。それは、事業者にかける。R D社は破産しているけれども、それ以外に責任を有する人にかけるということになります。

梶山委員

措置命令ですけれども、措置命令というのは基本的に原因者にかけると。ただ、一定の要件がそろえば、これは4つの要件と私どもは言っていますが、排出事業者にもかけられる。それから、19条の5の第1項の4号によれば、違法な埋め立てを唆したり要求したり、その他依頼したりした者についても措置命令がかけられる。そういう意味では、要件によって措置命令を受ける範囲というのは大変広がるわけでありまして、じゃあ措置命令の程度はどこ

までかけられるのかということ、生活環境の保全上の支障の除去あるいはそのおそれの除去という意味で言いますと、これは大変曖昧でありまして、はっきり言えば、これを厳格に解釈すれば、全量撤去という解釈は別に難しくも何ともない。

そういう意味で言いますと、措置命令の問題でもってつまづくというよりも、むしろ24年度の終わりまでにどこまで内容を特定できるかということのほうがタイムリミットになるわけでありまして、いずれにしても、全量撤去に対してはずっと長期間かかるわけでありまして、そういう意味で言うと、横山先生がおっしゃるように、まず基本的な方向として全量撤去なのか、あるいはそれ以外の方向なのかということを確認にすることは私も大変大事だと思っています。

それから、会議の回数があと3回でしたが、今日を別にして。いずれにしても、会議の回数が極めて限定されていますので、次の会議では少なくともどこまで行く、あるいは基本的な方向を決めるとかその他の会議の最終段階でのスケジュールを決めておかないと、最終答申が出ないで分裂してしまうというおそれもあるのではないかと私は思っております。ですから、そういう意味では、次回の会議では少なくともここまではこういう結論を出す、例えば先ほど横山先生がおっしゃったようなことを次回には結論を出すとか、そのとおりいかないかもしれませんが、ある意味で見通しを持った会議の進行が必要ではないかと思えます。

それから、削除云々というお話がありました。もちろんご意見として十分受けとめて、ただ私どもとしては、ここですぐ即答できない問題があります。私だけが提案者ではありませんし、要するにこれは皆さんの受けとめ方の問題ですが、あくまでもたたき台であって、これに批判の余地がないなどということは全く考えておりません。ですから、それはその一つとして当然受けとめて、最終的にこれが答申案の中にどういう形で反映されるかによっても文章の書き方が違って来るわけでありまして、当然いろんな意味で批判は出していただきたいのですが、それは順序立てて、先程お話があったように、簡単に言うと、そういう問題よりも、まず対策工の基本的な方向をどうするか。その中で、この表現は適切だとか適切でないという問題は最後の方で出てくる話でありまして、まず大事な問題から先に片づけていっていただきたいと思っております。

(発言する者あり)

岡村委員長

あるいは、また書面で出していただくか、それでお願いできますか。

(発言する者あり)

山仲部長

今議論していただいていることは従来から申し上げていますし、もう一度対応方針をお配りしたのは、これは案とついていますが、案はもちろんとれていますが、この委員会の設置の前提として県の方針がありまして、この中で、今議論されていますように、廃掃法に基づく措置命令をかけてやると。当然、当事者については、RDは破綻していますけれども、先程横山先生が

おっしゃったように、最大限いろんな人に原因追及をしていけるわけですから、それに対応すると。そもそも、先程委員長に言ってもらったように、生活環境保全上の支障があるものについて措置命令がかけられるわけですから、それを明らかにした上でかけられるかどうか。当事者は基本的におりません。法に基づいて、その要件、生活環境保全上の支障というのがきちっと特定されれば、それをかける。それができなければ、その分については代執行するということで、ある意味で限界はありますけれども、そもそもこの委員会というのはそういう前提でお願いをしているということなので、そもそも論の解決というのはもう少しまたレベルが違うということで考えていただきたいと思います。

岡村委員長

梶山先生には釈迦に説法ですけれども、法律の文言上、何でも措置命令がかけられるように見えても、そこには当然制約が被っていますし、例えば比例原則とかそういうものも被っております。したがって、そういう点で、ぎりぎり限度どこまでいけるかですね。そのあたりのところ辺で、実務の取り扱いとか従来の判例とか、もしありましたらですけれども、そのあたりを事務局の方で精査していただきたいと思います。そうでないことには、幾ら全量撤去が好ましいというようになりましても、法律上それができないということになればどうしようもないわけでありまして、無意味な議論をしているだけのことになると私は考えております。

早川委員

全量撤去が法律上できないという根拠がよくわからないのですけれども。

岡村委員長

それができないとは申し上げていないので、できるとは限らないということです。廃掃法上、そういう命令をかけることができるかどうかは問題。

早川委員

枠組みの中で議論するというのなら、それはわかるのですけれども、その枠組みを最初に示してもらわなければ議論できませんよね。

岡村委員長

ですから、枠組みというのは、その法律上最大限どこまでいけるかを調べていただく。

早川委員

そういうのが最初にあったのですか。我々は、この段階に来てそういう話が出てくるのは大変遺憾です。

山仲部長

これは前から申し上げていますし、何度もこれをその都度必要に応じてお配りしているというのは、そういう前提で対策委員会が立ち上がっているということですから、100%という話ではなくて、措置命令がかけられて、それに対応できるのであれば全量撤去もありますし、その構成要件を満たさなければ、生活環境保全上の支障が除去できればいい対策を措置命令として改善をかけるということになりますから、その限界は当然出てきます。

梶山委員

措置命令を全量撤去でかけることに私は全く問題ないと思いますよ。ただ、現実の特措法の適用を受けるということになると、タイムリミットの問題で、いずれにしても一部までしか適用されない。特措法で支援を受けるのは、どっちにしても一部までしか適用されないで、その部分については全く問題ない。だから、いずれにしても足りない分は、県が何とか財政をやりくりするか、あるいはほかの責任者を追及して応分の負担を求めていくか、そ

ういう財政的な負担は、いずれにしても特措法だけで全部は賄い切れないので、タイムリミットの問題もありますから、それはやはり大前提として考えなくてはならないと思います。

ただ、代執行の要件として、措置命令をかけた範囲について代執行が成り立つという問題がありますから、それ以上の県費の出費については、また法律上別の問題が出てきますけれども、いずれにしても、措置命令自体を全体にかけるということは、少なくともごみがあれば生活環境の保全上の支障が危惧されることは当然で、これは長期モニタリングでも考え方は同じで、ごみが残っていて周囲に汚水が漏出する限り、生活環境の保全上の支障のおそれは常に残っているわけですから、その点は、全量撤去であろうが部分撤去であろうが、考え方は同じだろうと思います。

岡村委員長

ということで、次回までにそういう法令の枠組み内でどこまでできるかできないかということが明らかになっていけば、かなり集中的な審議ができるだろうと思います。ということで、事務局の方では、その方面の準備をお願いしたいと思います。

早川委員

先程おっしゃっていた委員長の取りまとめの任を負う責務の話にもかかわるのですが、先程おっしゃったように、あと3回ですね。先程事務局案の素案は委員長の依頼でできたわけではないということだったので、委員長は今後別に答申素案をつくられるのか、あと3回どういうように運営されるのか、まさにそのことをお聞かせ願わないと、我々としても見通しが立たないので、ぜひお願いします。

岡村委員長

私個人の方針ですか。私個人が皆さんの意見を聞いて答申案を書くというのは、それができれば一番いいのですが、時間的、客観的に全く不可能であります。したがって、事務局に指示をして、皆さんの意見をまとめられれば、それを答申案としてまとめて、それに私が手を入れさせていただいて、そしてこの委員会にかけるという形にならざるを得ないだろうと思います。残念ながら私、滋賀県からフルペイで雇われているわけではございませんので、しかも、この学年末の忙しいときに。

横山委員

今の状況で、全量撤去が不可能であるということがあるかもしれないと今委員長が言われたので、次回にでも、全量撤去ということをこの対策案で言ってもいいのかどうか、ちゃんと明らかにしてもらいたいと思います。そうしないと、何か夢を追っているだけでどうにもならないということになると思います。全量撤去が不可能であるということが明らかにされたら、別のことを当然考えなければいけない。例えば、単なる予算の問題で、県が出せるか出せないかという問題なのか、法律上の問題なのか、その辺を明らかにしていただきたいと思います。

岡村委員長

ですから、それを今事務局にお願いしたところで、法令上どこまで言えるかということは事務局の方で準備していただくつもりでございます。

當座委員

今、横山先生に言っていたように、県の方から次回出していただく中で、全量撤去できるのかどうかということがはっきりしていけばいいです

し、全量撤去していただければ何も問題はないのですけれども、そこをみんな心配しています。そうでなかったときにどういように対策していくのかということで、いろいろ対策案は挙がっているわけですが、今、事務局の方から説明して下さったD案までは挙がっているのですけれども、私の方で事務局の方に試算していただいた高濃度の鉛の撤去と、実際に浸透水が地下水に漏れている部分を修復するという工事に関して、E案という形で、遮水壁は前方遮水壁という形で、もう少し私自身もまとめて次の委員会に出せるようにしたいと思いますので、E案という形で取り上げていただきたいなと思います。

高橋委員

今、皆さんお話しのように、全面撤去するかどうかというのは基本的な問題だろうと思います。お互いの意思疎通のために、私、できましたら次回に、全面撤去の場合はこうこうだと、箇条書きで結構ですので、事務局のほうで用意していただいて、それに皆さんがつけ加えてもらうかは別として、次回にそれを決めてもらわないと、もうどうにもならないかと思うので、そういう案はいかがでしょうか。

岡村委員長

どういことですか。

高橋委員

次回までに事務局で、全面撤去をする場合、マイナス面があるとかプラス面があるとか、そういうことを整理していただいたらいかかと思うのです。

岡村委員長

多分議論はもうそこは超えているので、前も私個人的に申し上げましたけれども、私は、そういう法令上の制約あるいは財政上の制約がなく、かつ周辺住民にそれが生活環境上の支障を及ぼさなければ、そんなもの全量撤去だという具合に申し上げたとおりであります。だけど、我々は法令上等の制約の中で対応策を考えざるを得ないわけでありまして、したがって、抽象的に全量撤去がいいかどうかという議論はもう済んだ問題だと思っております。あとは、我々は、我々のできる枠内で何をするかということをお次回考えざるを得ないし、そういう枠については事務局の方で調べていただいて、それを設定していただくというように考えております。

田村委員

僕も法律のことは全然わからないので申しわけないのですが、そもそもA案からD案まで出ていて、委員会側も出ていて、その中には全量撤去の案も出ていて、殊ここになってから、廃掃法にかからないかもしれない、全量撤去の措置命令が出せないかもしれないという状況がここにある自体が、要するに案を提案した時点で、実現不可能なことまで案があるというか、措置命令もかけられないような案を提案されること自体が、さんざんタダでいいから飯を食え食えと言っていて、最後に金を払えと言するようなもので、そこはやっぱり本当に不信を新たに抱きましたよ。

山仲部長

これは委員長に説明していただいた方が法律の専門家ですが、当初から今の方針で来ていますけれども、こういことですよ。だから、事務局で議論は誘導していませんけれども、さっき委員長がおっしゃったようなことであって、一方で全量撤去する場合の技術的、経費的な問題はきちっと整理しておきましょうと。そして、生活環境保全上の支障の除去に必要であれ

ば、全量撤去は当然出てきます。ですから、生活環境保全上の支障というのはデータを積み上げて調べて整理をして、これと除去するためには何が必要なのか。だから、全量撤去という議論もまだ当然あります。ただ、全量撤去するのだったらどうなるかというのを別に用意してきたわけであって、何人乗るからバスが要るのかタクシーでいいのかという話と一緒に、それは人数が決まらないから、人数を決める作業と人を運ぶ道具とをそれぞれ整理してきたということであって、全量撤去の場合のシミュレーションも当然あり得るのでやってきたということであって、あとは皆さん方で、生活環境保全上の支障が何なのか、それを除去するためにはどの手段を使うのかを選んでいただくためにやってきたのであって、今田村委員がおっしゃったような意図でやってきたわけでは全くございません。

岡村委員長

物事は最初、目標といいますか目的を立てて、その後で、どういう手段でそれが実行できるかというのが筋でありまして、最初から手段と手法だけを見ていては、なかなか目標や目的というのは設定できないものですから。

田村委員

ただ、法律の範囲の中で、最大限考えられる範囲の中でまず考えるべきであって、それが最終的に対応できないとかいうのを議論する時間のほうが無駄で、最大限のマックスの中で考えればいいのですが、ただ、今言われていることを見ると、先ほどの支障の除去の目標のところで言うと、僕は何回も言っているんですが、やっぱりそうだったのかなというように思っているんですが、委員会の報告素案の22ページの(3)の汚染地下水の拡散による支障またはそのおそれの除去の部分ですが、要するにここは安定型最終処分場で、安定型4品目しか埋めてはいけないところですから、そもそもここになような有害物が検出されたらいけないわけですね。ところが、ここに書いてあるのは、環境保全上達成すべき目標の中の(3)には、「周縁地下水の水質が環境基準以下となるよう適切な措置」と。要するに、ほかのいろんなものは出ているけれども、基準以下だからいいという考えというのは、基本的にここに有害物があってももう仕方がないことだということにとられるのではないのか。そもそも安定型4品目しか埋めてはいけないのであれば、検出されるものがいかなるものであっても、安定型から検出されるものでなくてはならないはずですから、そういったことをやらなければいけないと僕は基本的に思っているわけですが、ここはもう既成の事実で仕方がない、でも、環境基準以下であればいいというそもそもの考えが、結局はそういう措置命令の部分にかかわってきているのではないのかなというように不信を抱いていますよ。

岡村委員長

一般的に申し上げれば、いろんな地方公共団体の政策遂行等にかかわることになりますけれども、そういう場合の出発点は、現在の法律、条例の枠組みはこうです、じゃあどうしますかというところからは始まらないですね。まず、そういう政策を遂行するにはどうするかということを決めた後で、それを遂行するにはどういう法律の制約があるか、あるいは規制があるか。じゃあ、それを下げてこの程度にしようかというところから来るわけであって、

- 最初から我々は普通、枠組みからは出発しないですね。そういう点では、こういう進行方法というのは、ある意味ではやむを得ない。むしろ、最初からこれが法律の制限内ですよということでやっていたら、非常に萎縮した議論になってしまうわけでありまして。
- 早川委員 今、田村委員から22ページの話が出たので、この事務局案の素案というのは、これまでの我々の議論は何だったのかという感じがするのですね。そもそも、事務局が提案してくる案に対して我々はさまざまな意見を言って、それに対する異論をさまざまに言っているわけですが、それが盛り込まれていないですね。先ほど言っている委員会としてのリーダーシップというのは、まさにこのことです。我々の議論は結局ガス抜きだったのかというような感じがするのですね。やはり我々の議論をもとに最終的な答申案というのをつくるべきです。その意味で、もう少し委員会としてのしっかりしたスタンスを提示すべきだと思います。
- 岡村委員長 別にこれは最終案ではありませんから、そこまでに意見を言っていたら、それでいいのではないですか。
- 早川委員 どうやって今後つくっていくのですかという方針がよくわからないのです。これまでのような形で、事務局に丸投げという形で、また事務局が出してきて、それに我々が文句を言っているというような状況を繰り返したら、いつまでたってもまとまらないじゃないですか、あと3回しかないのですよということをさっきから申し上げているのです。
- 岡村委員長 でも、基本的には、正直申し上げて、そうしかないでしょうね。そんな時間的余裕は、少なくとも私には全くないですね。
- 早川委員 委員長は、ここで皆さん、いろんな人が意見を言っていることを取りまとめていただいて、やっぱりしっかりした案に積み上げていく必要があります。事前に多分、我々に配る前に、こういうものを次回に配りますという形で打ち合わせが委員長と事務局側にあると思います、何度か。
- 岡村委員長 と思われるでしょう。ところが、実際にはほとんど打ち合わせはしておりません。
- 早川委員 なぜそれをやってくれというように言わないのですか、委員長は。
- 岡村委員長 1つには、私もそんな時間はありませんからね。そういう点で、前回のところで、最後の私が削除を要求いたしましたところが残されて、次回信任の投票を問われるなら、それはそれで結構だと思います。
- 當座委員 事務局の方の案を先程説明していただいたのですけれども、いろんな部分で、これはこう直してほしいというのが私自身もたくさんあるのですけれども、今日出席してくださっている先生方、それ以外の欠席されている先生方の意見をというか、これに関して修正なり削除なりという形での意見を集約していただいて、きちっとしたものを案としてもう一回出していただく必要が1つはあるのではないかなと思います。
- 岡村委員長 それは当然のことであります。
- 横山委員 次回までに、委員の方で、ここは困る、ここはこう修正すべきだということ

とを出しましょうよ。それを、委員長なり事務局で、こんなところがこう直せと言われたとか、それはそのとおり直るとは限りませんよね、錯誤もごさいますから。それを次回に出していただきたいと思います。先程言いましたように、全面撤去案にするかしないか。これは、確かに行政の問題もごさいますけれども、委員会としてどうするかという問題もごさいます。両方ありますので、したがって次回は、全面撤去案をどうするかということと、今の事務局の案についての委員の意見を集約していただきたいと思います。

早川委員

不信任案をどうしようかなと実は思っているのですが、十分時間を確保していただきたいということと、その他の話になっているのですけれども、もう残り3回しかありません。できたら栗東で開催することは可能でしょうか。最後の山場です。これは、やっぱり地元に近いところで開催すべきだと思います。ぜひ残り3回は栗東の会場で、関係者が来やすい場で開催していただきたいと思います。

岡村委員長

栗東で開催してどういう意味があるのでしょうか。

早川委員

この処分場問題で苦しんでいるのはあそこの住民です。栗東市民です。

岡村委員長

しかし、これは別に一般住民が委員として参加している委員会では。

早川委員

その人たちの負託にこたえる責任が私はあると思います。そのためには、その人たちが傍聴しやすい場所で開くべきだと私は思います。なるべくそうすべきだと思います。

岡村委員長

しかし、傍聴はしていただいても、別に傍聴者と意見を交換するわけじゃありませんしね。かえって私なんかは不便になるわけですから。従前どおりやっぱり。

(発言する者あり)

そういうことはごさいませんけれどもね。

(発言する者あり)

そういう意見もごさいますけれども、やっぱり基本的にはここでやるしかしょうがないだろうなと思ってはいますけれども、一応検討はいたします。

山仲部長

事務局としては、委員長とほかの委員も含めてオーケーだったら、どちらで開いていただいても構いません。むしろ、おっしゃるように近いところというのも、そういう案はあると思います。

岡村委員長

では、その点につきましてはまた事務局と検討いたします。

梶山委員

次回はいつでしたか。3月。

岡村委員長

15日ですね。

梶山委員

先程から議論が出ている全量撤去に法的な壁があるかということに関しては、私は随分多数の事例に接してはいますけれども、全く問題ないと。生活環境の保全上の支障というのは、おそれまで入るわけでありまして、そういう意味で言うと、まさにこれは抽象的な意味でいろいろ国は言っていますが、いわゆる実態的な問題で言えば、全量撤去に法的な支障は全くない。それは、事務局に調べていただくまでもない。むしろ、ないという意見が出たら実に不思議だなと私自身は思っています。

事務局案についてどういように意見を出していくか、これは当然必要ですけれども、やっぱり私どもとしては、この事務局の素案をベースにして、それに修正を加えていくというのではなくて、まず大きな方向として、全量撤去なのか、あるいはそれ以外なのかということを決めた上で、全体をどう組み立てていくかと。例えば、支障の除去とおそれについては、それが前提として答申に必要である場合には、この事務局案に修正を加えて採用することでも必要でしょうけれども、基本的にこの事務局案をもとにして、それに修正を加えて答申案をつくるということに対しては、私は大きな疑問を持っています。

岡村委員長

ですから、各委員それぞれ案があれば出していただければ、それで結構だと思いますけれども。

當座委員

先程お願いしたE案というのは、皆さんの議論の中に入れていただけると理解してよろしいでしょうか。

岡村委員長

私はいいと思います。よろしゅうございますね、皆さん。よろしくないという方はございますでしょうか。

梶山委員

E案というのは、今日の書面の中に入っているやつですね。

當座委員

そうです。参考資料の中に……

梶山委員

参考資料に入っているやつですね。

當座委員

はい。

岡村委員長

じゃあ、その点は事務局のほうで、はっきりとわかるようにつけ加えるようにしていただきたいと思います。

乾澤委員

委員提案資料の6ページのところに、私、栗東市から出ております者ですけれども、栗東市への責任追及と費用負担要請ということが書いてございます。これは、法的根拠を持ってということでございますので、その辺、また明らかにしていただけたらと思います。よろしくをお願いします。

上田室長

先ほどの當座委員のE案というのは、事務局で用意させていただいているD案に、どこを掘削するかということが加わった案ではないのですか。

當座委員

D案じゃなくて、D案は全周遮水壁ですね。

上田室長

全周遮水壁をして、そして有害なものを出しましょうというのがD案です。だから、B1、B2、C案に足して、有害物を掘削するというのがD案です。當座委員は、先程示した部分について、どけよということですね。だから、D案の一つだと理解していいと思っているのですが。

當座委員

私の言っていたのは、全周遮水壁じゃなくて、前方遮水壁だけなので、D案には入らないと思って、E案という言い方をさせてもらったのです。

上田室長

遮水壁は。

當座委員

前方だけ。

上田室長

當座委員、少しお伺いしたいんですが、以前の専門的な検討の中で、全周遮水壁をしないとうまくいかないというふうな議論があったと思うのですが、前方だけということになると、もう一度そこを組み直せということになるわけですね。前方だけ遮水壁をしても、ほかから水が入ってきます

		<p>のでね。</p> <p>また提案してもらえますか。地下水の動きだとかを含めて、今全周になっているのですよ。</p> <p>修復して、高濃度の鉛も除去した後、残っている有害物もあるわけで、それをどうやって浄化していくかということもありますので、そこら辺は具体的にまた出させていただきます。</p> <p>例えば、前回までの委員会の中で、全周遮水壁をしないとうまくいかないという結論がある中で、半分だけ、上だけやることができるという構築を今からするというのは。下だけですか、遮水壁は下だけですか。上にするのですか、下にするのですか。</p> <p>當座委員さんのは下流です。</p> <p>下流です。</p> <p>我々がさっき言ったのは上流だけと。</p> <p>ちょっとまたお伺いして。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、特にないということもないと思いますけれども、一応特にないということで、本日の第12回対策委員会を終了させていただきます。</p> <p>それから、先程の三者案につきましては、削除をお願いした部分、お願いできない場合には、次回、冒頭に、</p> <p>ちょっとその確認、済みません。提案から削除せよと言うのですか。それとも答申案から削除せよということですか。僕らは、自由な議論のためには、なるべくそういう自己規制はしないでここに掛けて、問題があれば答申案のときに変えていけばいいと考えていたのですが、提案そのものから削除という形で、自主的にそこを取り下げろという依頼と考えていいのでしょうか。それとも、最終答申案ではないほうがいいのではないかという意見ですか。</p> <p>最終答申案じゃなくて、この提案から削除をしていただきたいと。提案に残っている限りは、委員長はその責務を果たしていないとおっしゃっているわけですから、私としてはそれを看過できない。それだけのことであります。</p> <p>委員長のところはいいのですが、それ以外のところは。</p> <p>それは別にいいのではないですか。後でまた必要に応じて、答申の段階で。</p> <p>ということですね。</p> <p>はい。</p> <p>わかりました。</p> <p>じゃあ、この後、事務局から連絡事項がございますので、事務局よろしくお願いいいたします。</p> <p>皆さん、ご苦労さんでした。事務局の方から2点連絡させていただきます。</p> <p>まず1点目ですけれども、今日は午後から現地の方を視察していただくということで予定しております。今1時ですので、1時半にこの建物の前から県のバスを用意しておりますので、そちらに乗っていただきまして、現地の方に行ってくださいという段取りでお願いいいたします。控室の方に一旦集ま</p>
山仲部長		
當座委員		
上田室長		
梶山委員		
當座委員		
梶山委員		
上田室長		
岡村委員長		
早川委員		
岡村委員長		
早川委員		
岡村委員長		
早川委員		
岡村委員長		
(5) その他	司会	

3.
閉会

っていただきたいと思います。

それから、2点目ですけれども、次回3月15日ということで、先程地元というお話もありまして、会場の都合がありますので、その辺が具体的に決まりましたら、皆さんにまたご連絡させていただきますので、ご出席の方をよろしくお願いいたします。

以上でございます。どうも長時間ありがとうございました。

以 上